

熊本市自転車活用推進計画

〔別冊〕 自転車ネットワーク計画（見直し）



令和3年3月



熊本市
Kumamoto City

< 目 次 >

第 1 章 はじめに	1
1.1 背景と目的	1
1.2 自転車走行空間整備の進捗状況	2
第 2 章 自転車ネットワーク路線の見直し	3
2.1 自転車ネットワーク路線の見直し	3
2.1.1 見直し内容	3
2.1.2 見直し対象路線	4
2.1.3 選定結果	9
第 3 章 優先的に整備する路線	14
3.1 優先的に整備する路線	14
3.2 今後 5 年で優先的に整備する路線	16
第 4 章 計画の効果的な推進に向けて	18
4.1 計画の効果的な推進に向けて	18
参考資料 自転車走行空間の整備方法	18
1. 整備形態	19
2. 整備形態の選定方法	23
3. 追加選定路線の整備形態の選定	24
4. 追加選定路線の整備形態	37

第1章 はじめに

1.1 背景と目的

本計画は、「第2次熊本市自転車利用環境整備実施計画【別冊】自転車ネットワーク計画（平成30年度策定）」を元に、本市における近年の社会情勢や整備実情を踏まえ、路線を一部見直すものです。また、「（仮称）熊本市自転車活用推進計画」に内包する「自転車ネットワーク計画」として取りまとめます。

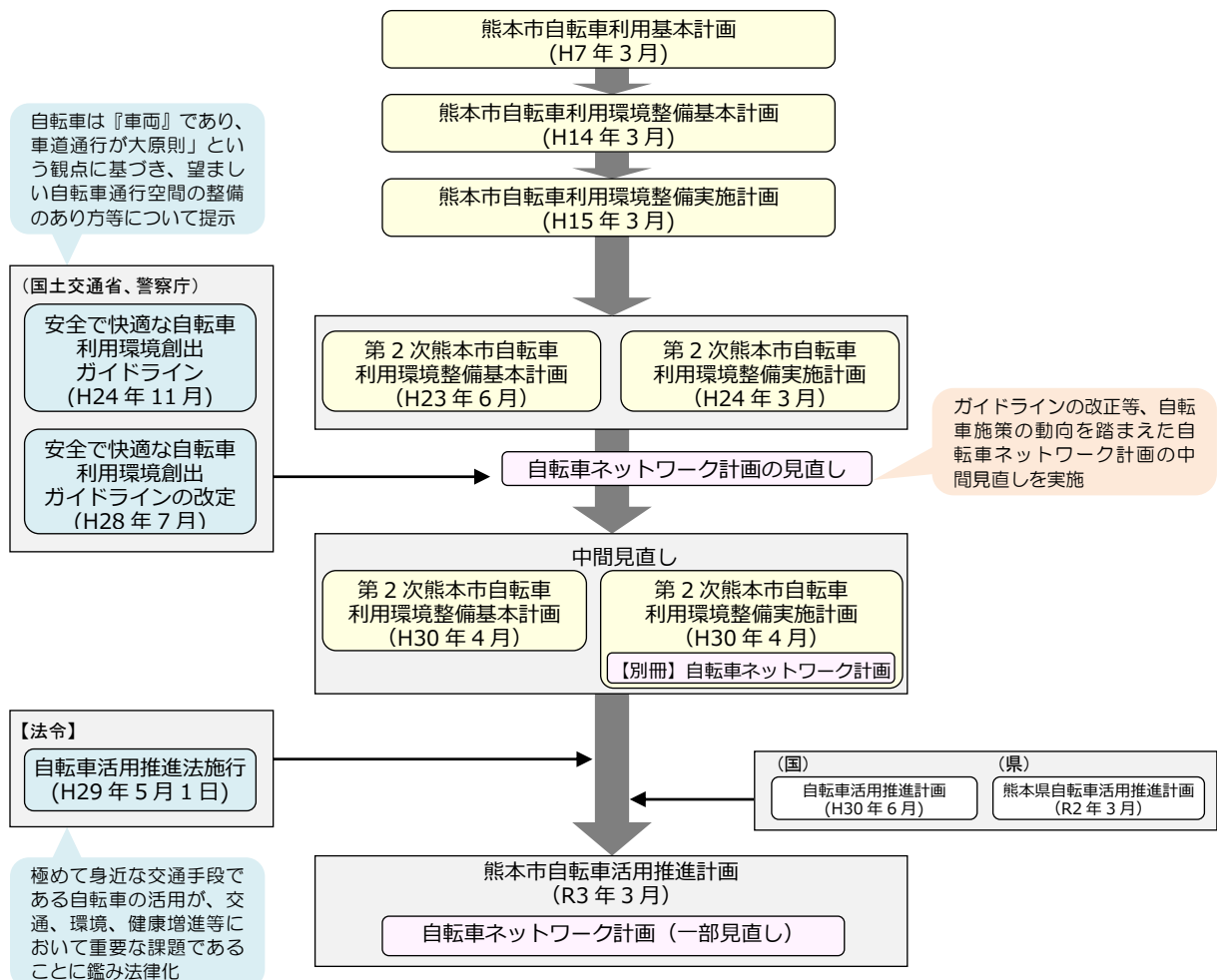


図 計画策定の背景及び経緯

1.2 自転車走行空間整備の進捗状況

本市における自転車走行空間整備は、平成24年3月の当初計画にて定められている「優先的に整備する路線」や、「白川ちゃりんぼみち」を中心に進めてきました。

また、現在の進捗状況は、自転車ネットワーク計画（平成30年度見直し）にて、選定されている自転車ネットワーク路線 144km のうち、令和3年3月末時点で「白川ちゃりんぼみち」を含め 14.4km^{※1} となっています。

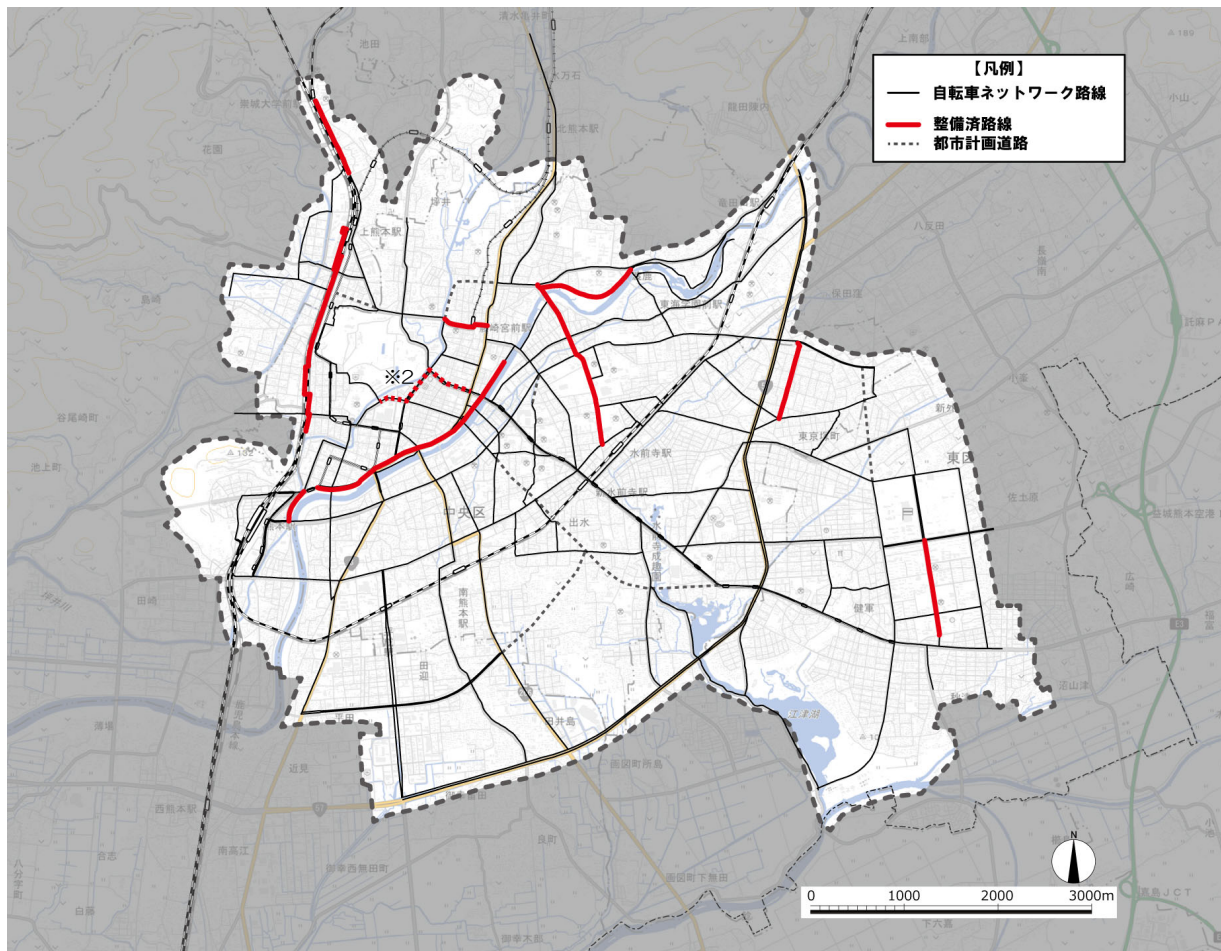


図 自転車走行空間の整備進捗状況

※1 過年度、自転車歩行者道で別途対策した路線は、ガイドラインの改訂等により、上記整備済延長から除外

※2 代替路整備

第2章 自転車ネットワーク路線の見直し

2.1 自転車ネットワーク路線の見直し

2.1.1 見直し内容

平成24年3月に策定した当初計画では、近距離(中心部から概ね5km圏内)移動における自転車利用の促進という考え方にに基づき、自転車需要が多いエリアから83kmの自転車ネットワーク路線を選定、平成30年4月の見直しでは、国土交通省、警察庁のガイドラインにおける選定の視点を踏まえ、自転車利用が多い路線、自転車関連事故やヒヤリが多い路線、自転車通学路の対象路線などの観点から、当初計画に新たに61kmを追加し、計144kmの自転車ネットワーク路線となっています。

このたび、現ネットワーク計画を基に整備を行ってきた中で、「連続性の確保が必要かつ、近年自転車関連事故が発生している路線」、「観光・レジャーとして活用効果の高い路線」、「他事業との関連」、これらに伴うネットワークの連続性の観点を踏まえ、一部路線の見直しを行います。

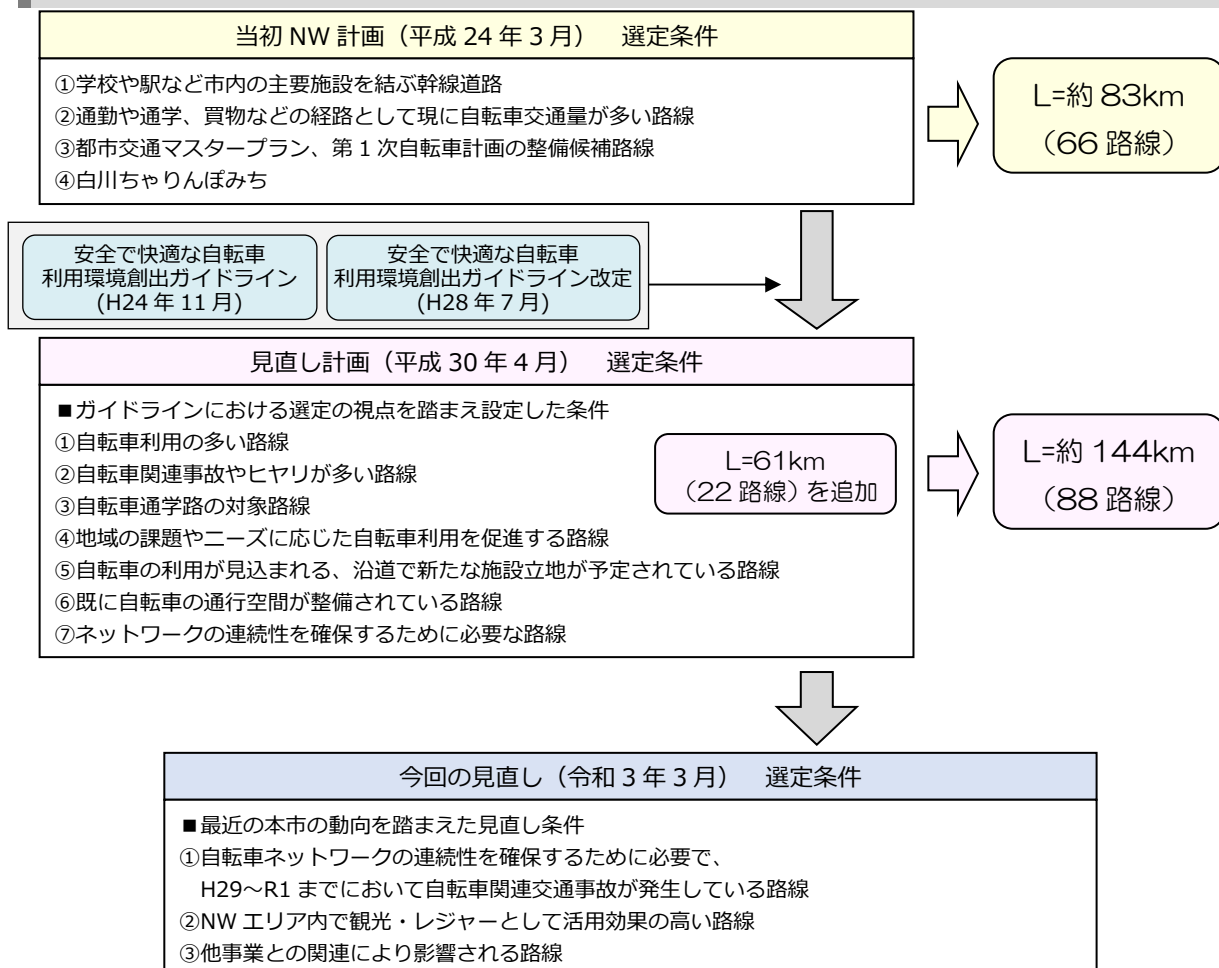


図 自転車ネットワーク路線選定の経緯

2.1.2 見直し対象路線

今回の見直しでは、前ページで記載した選定条件のもと、新たに自転車ネットワーク路線として追加、解除する路線を以下に示します。

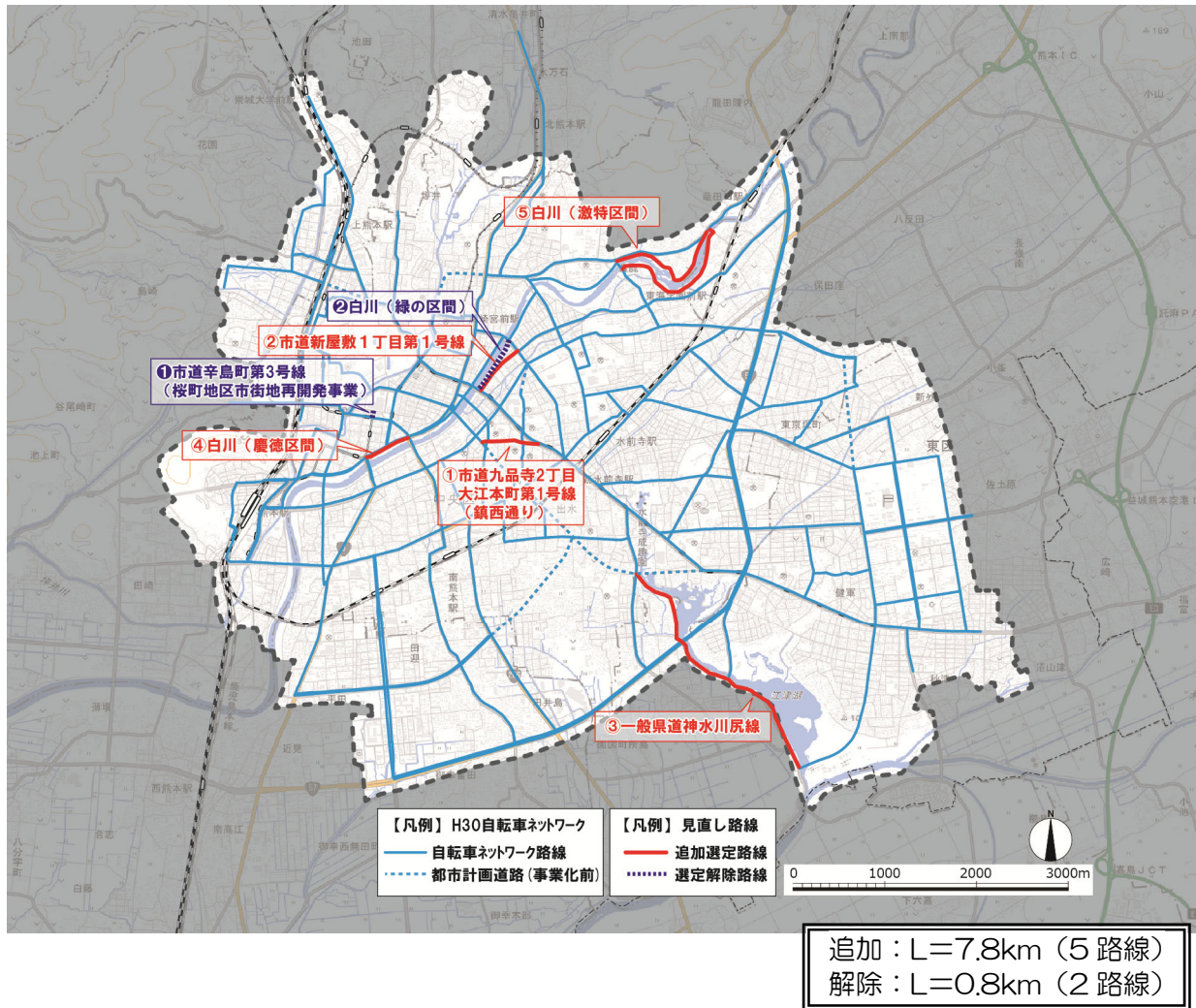
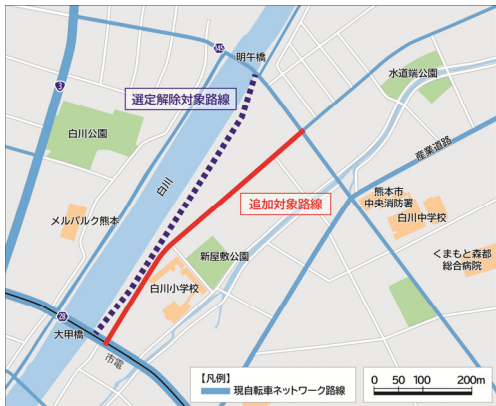


図 自転車ネットワーク見直し対象路線

1) 追加選定路線

路線名	① 市道九品寺2丁目大江本町第1号線（鎮西通り）
見直し理由	当該路線は、都市計画道路が完成するまでの間、自転車ネットワークを確保するために必要な路線です。 また、過去3年間（H29～R1年）において、自転車関連事故が2件発生し、周辺に学校等も立地しており、自転車利用者の安全性を確保する必要があることから、自転車ネットワーク路線に追加選定します。
周辺状況	 
整備形態	【暫定形態】車道混在 【完成形態】自転車専用通行帯

路線名	② 市道新屋敷1丁目第1号線
見直し理由	選定解除する②白川（緑の区間）に並行している路線であり、自転車走行空間の連続性を確保するため、白川（緑の区間）に代わり自転車ネットワーク路線に追加選定します。
周辺状況	 
整備形態	【暫定形態】車道混在 【完成形態】自転車専用通行帯

路線名	③ 一般県道神水川尻線
見直し理由	江津湖東側は、公園内の園路等を活用したサイクリングロードが整備されており、西側の当該区間を新たに選定することで、将来的に江津湖を周遊できるサイクリングルートが構築でき、観光・レジャーとして活用効果が高まります。 また、既存の自転車ネットワーク路線の一般県道熊本空港線や市道東町1丁目画図東2丁目第1号線の端部を結び、ネットワークとしての連続性を強化する目的で自転車ネットワーク路線に追加選定します。
周辺状況	 
整備形態	【暫定形態】車道混在 【完成形態】自転車専用通行帯

路線名	④ 白川（慶徳区間）
見直し理由	国のかわまちづくりの事業により、当該区間において白川沿いに自転車が行き通れる河川管理用道路が計画されています。今後、安全柵等が設置され自転車が安全に通行できる環境が整備されますので、自転車ネットワーク路線に追加選定します。
周辺状況	 
整備形態	【完成形態】自転車歩行者専用道路（白川ちゃりんぽみち）

路線名	⑤ 白川（激特區間）
見直し理由	平成30年4月に策定された、第2次熊本市自転車利用環境整備実施計画（中間見直し）で、白川ちやりんぼみちを当該区間（龍神橋から小碓橋）まで延伸することを検討していました。 そのような中、当該区間において国が河川改修を行い、白川の堤防上に河川管理用道路が整備されましたので、自転車ネットワーク路線に追加選定します。今後、安全柵等を設置し、自転車が安全に通行できる環境を整備します。
周辺状況	 
整備形態	【完成形態】自転車歩行者専用道路（白川ちやりんぼみち）

2) 選定解除路線

路線名	①市道辛島町第3号線（桜町地区市街地再開発事業）
見直し理由	平成24年時点に、買い物などの利用経路として自転車交通量が多い路線であったため、自転車ネットワーク路線に選定していました。しかし、桜町地区市街地再開発事業において、シンボルプロムナード整備等により、自転車走行空間の連続性のあるネットワークの確保できなくなったため、当該区間の選定を解除します。
周辺状況	 

路線名	②白川（緑の区間）
見直し理由	白川の明午橋～大甲橋区間において両岸で国の緑の区間事業による整備が行われており、これに合わせ白川ちやりんぼみちとして、自転車ネットワーク路線に選定し整備を検討していました。右岸については整備完了し供用しているところですが、左岸については河川管理者との協議および検討を行ってきましたが、一部、自転車歩行者専用道路としての幅員確保ができませんでしたので、当該区間の選定を解除します。 ※選定解除に伴い、代替路線を追加。
周辺状況	 

2.1.3 選定結果

自転車ネットワーク路線の選定の結果、本計画で、自転車ネットワーク路線として対象とした路線は以下の通りとなります。

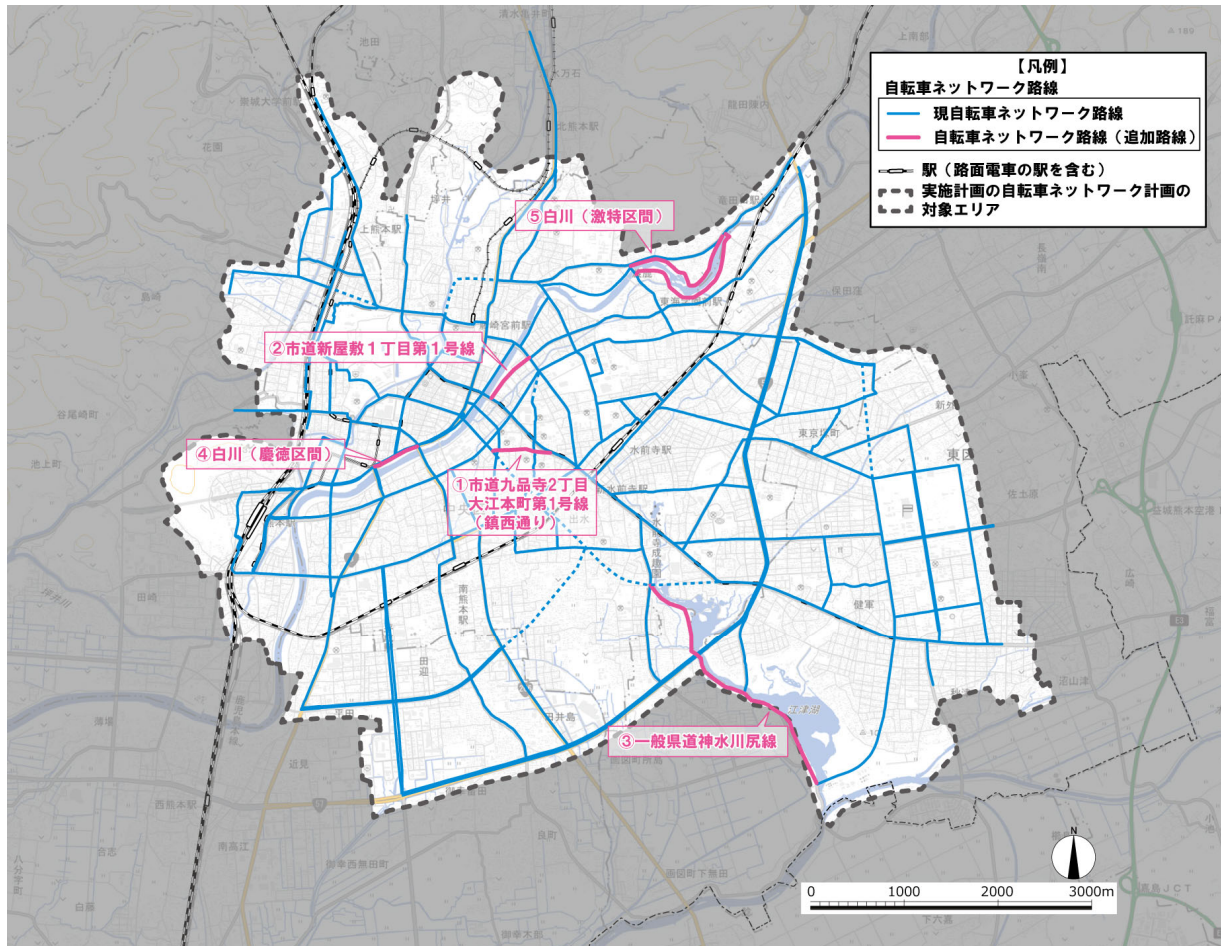


図 自転車ネットワーク路線の選定結果

当初計画の自転車ネットワーク路線 L=83km（66 路線）

↓

見直し後の自転車ネットワーク路線 L=144km（88 路線）

↓

再見直し後の自転車ネットワーク路線 L=151 km（89 路線）

1) 路線の整備形態のまとめ

選定した自転車ネットワーク路線について当面の整備形態は以下の通りとなります。

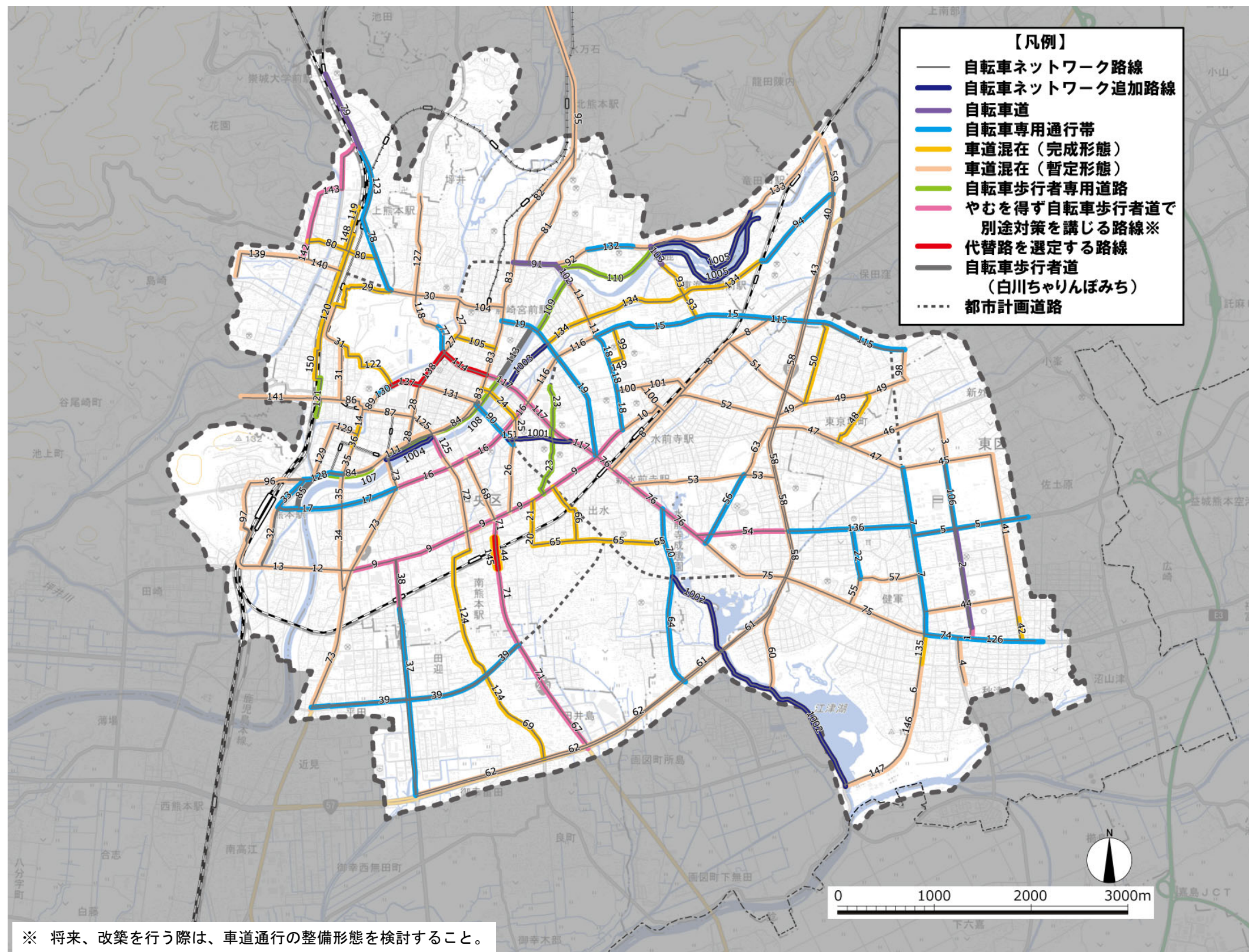


図 自転車ネットワーク路線の整備形態のまとめ

2) 路線の整備形態一覧表及び管理延長

自転車専用通行帯、車道混在、自転車歩行者専用道路の整備を行う自転車ネットワーク路線の延長は 151 kmです。この自転車ネットワーク路線のうち、熊本市自転車活用推進計画において、直轄国道、都市計画道路（事業化前）、やむを得ず自転車歩行者道で別途対策を講じる路線を除いた、L=113 kmを管理延長とします。

選定した自転車ネットワーク路線の整備形態及び管理延長一覧表は以下の通りとなります。

表 自転車ネットワーク路線の整備形態及び管理延長（1/2）

■：追加選定区間

路線名				リンク 番号	延長 (m)	管理延長 (m)	管理延長対象外 延長 (m)		完成形態	暫定形態
							国道	都市計画 道路		
国 道	1	国道266号	67	542			542	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策	
			71	2,075			2,075	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策	
			72	1,014	1,014			自転車専用通行帯	車道混在	
			125	537	537			自転車専用通行帯	車道混在	
	2	国道266号（側道部）	144	2,075	2,075			自転車専用通行帯	代替路の整備	
			145	632	632			車道混在	-	
			40	347		347		自転車専用通行帯	-	
			59	559		559		自転車専用通行帯	-	
	3	国道3号	73	2,818		2,818		自転車専用通行帯	車道混在	
			82	1,298		1,298		自転車専用通行帯	車道混在	
			83	1,512		1,512		自転車専用通行帯	車道混在	
			95	1,566		1,566		自転車専用通行帯	車道混在	
			111	630		630		自転車歩行者道	-	
			43	999		999		自転車専用通行帯	車道混在	
	4	国道57号	58	2,722		2,722		自転車専用通行帯	車道混在	
			61	2,723		2,723		自転車専用通行帯	車道混在	
			62	1,849		1,849		自転車専用通行帯	車道混在	
			136	1,284	1,284			自転車専用通行帯	-	
	5	主要地方道熊本益城大津線	5	1,192	1,192			自転車専用通行帯	-	
			30	581	581			自転車専用通行帯	車道混在	
6	主要地方道熊本玉名線	78	859	859			自転車専用通行帯	-		
		80	795	795			車道混在	-		
		104	625	625			自転車専用通行帯	車道混在		
		123	698	698			自転車専用通行帯	-		
		17	1,244	1,244			自転車専用通行帯	-		
		14	188	188			自転車専用通行帯	車道混在		
8	主要地方道熊本高森線	32	643	643			自転車専用通行帯	車道混在		
		33	525	525			自転車専用通行帯	-		
		74	477	477			自転車専用通行帯	-		
		75	2,507	2,507			自転車専用通行帯	車道混在		
		76	1,430			1,430	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策		
		89	197	197			自転車専用通行帯	車道混在		
		114	508	508			自転車専用通行帯	代替路の整備		
		117	1,434			1,434	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策		
		126	733	733			自転車専用通行帯	-		
		129	846	846			自転車専用通行帯	車道混在		
		130	257	257			自転車専用通行帯	-		
		137	257	257			自転車専用通行帯	代替路の整備		
138	414	414			自転車専用通行帯	代替路の整備				
9	主要地方道熊本田原坂線	79	844	844			自転車道（一方通行）	自転車道（双方方向通行）		
10	主要地方道熊本菊鹿線	81	1,242	1,242			自転車専用通行帯	車道混在		
		8	2,270	2,270			自転車専用通行帯	車道混在		
11	県道熊本空港線	64	1,132	1,132			自転車専用通行帯	-		
		70	713	713			自転車専用通行帯	-		
12	県道熊本浜線	69	628	628			車道混在	-		
		124	290	290			車道混在	-		
13	県道瀬田熊本線	124	1,657	1,657			車道混在	-		
		94	1,028	1,028			自転車専用通行帯	-		
14	県道六嘉秋津新町線	134	2,435	2,435			車道混在	-		
		4	474	474			自転車専用通行帯	車道混在		
15	県道並建熊本線	96	568	568			自転車専用通行帯	車道混在		
		46	967	967			自転車専用通行帯	車道混在		
16	県道戸島熊本線	56	806	806			自転車専用通行帯	-		
		63	600	600			自転車専用通行帯	車道混在		
17	県道神水川尻線	60	916	916			自転車専用通行帯	車道混在		
		1002	3,025	3,025			車道混在	車道混在		
18	県道小島新町線	86	515	515			自転車専用通行帯	車道混在		
		77	280	280			自転車専用通行帯	-		
19	県道四方寄熊本線	118	481	481			自転車専用通行帯	車道混在		
		127	1,215	1,215			自転車専用通行帯	車道混在		
20	県道熊本菊陽線	91	432	432			自転車道（一方通行）	自転車道（双方方向通行）		
		92	375	375			自転車専用通行帯	車道混在		
		132	464	464			自転車専用通行帯	-		
		133	2,419	2,419			自転車専用通行帯	車道混在		
市 道	21 市道新屋敷3丁目大江5丁目第1号線		19	1,840	1,840			自転車専用通行帯	-	
	22 市道安政町第3号線		24	465	465			車道混在	-	
	23	市道河原町細工町5丁目第2号線	84	1,599	1,599			自転車専用通行帯	車道混在	
			128	309	309			自転車専用通行帯	-	
	24 市道花園1丁目第19号線		119	419	419			車道混在	-	
	25 市道花園1丁目第23号線		148	150	150			車道混在	-	
	26	市道花畑町九品寺4丁目第1号線	90	561	561			自転車専用通行帯	-	
			131	804	804			自転車専用通行帯	車道混在	
	27 市道花立3丁目桜木2丁目第1号線		42	237	237			車道混在	-	
	28 市道九品寺2丁目第1号線		25	204	204			自転車専用通行帯	車道混在	
	29 市道九品寺3丁目九品寺5丁目第1号線		26	751	751			自転車専用通行帯	車道混在	
	30	市道九品寺6丁目画図町下無田第1号線	20	169	169			車道混在	-	
			21	299	299			車道混在	-	
	31	市道健軍2丁目尾ノ上2丁目第1号線	22	519	519			自転車専用通行帯	-	
			55	284	284			自転車専用通行帯	車道混在	
	32 市道健軍本町健軍3丁目第1号線		57	633	633			自転車専用通行帯	車道混在	
	33 市道紺屋今町花畑町第1号線		28	1,039	1,039			自転車専用通行帯	車道混在	
	34 市道紺屋今町辛島町第1号線		87	525	525			自転車専用通行帯	車道混在	
	35	市道桜町新町1丁目第1号線	122	807	807			車道混在	-	
			11	620	620			自転車専用通行帯	車道混在	
36	市道子飼本町大江6丁目第1号線	18	1,018	1,018			自転車専用通行帯	-		
		102	237	237			自転車道（一方通行）	自転車道（双方方向通行）		
37	市道秋津新町新外3丁目第1号線	1	121			121	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策		
		2	1,021	1,021			自転車道（一方通行）	自転車道（双方方向通行）		
		3	499	499			自転車専用通行帯	車道混在		
		106	708	708			自転車専用通行帯	-		

表 自転車ネットワーク路線の整備形態及び管理延長 (2/2) ■ : 追加選定区間

路線名				管理延長 (m)	管理延長対象外 延長(m)			完成形態	暫定形態
					国道	都市計画 道路	歩道内 整備		
市道	38	市道春日4丁目田崎1丁目第1号線	97	829	829			自転車専用通行帯	車道混在
	39	市道小沢町上熊本2丁目第1号線	31	948	948			自転車専用通行帯	車道混在
	40	市道昭和町山ノ神1丁目第1号線	41	1,706	1,706			自転車専用通行帯	車道混在
	41	市道上熊本2丁目1丁目第1号線	29	952	952			車道混在	-
	42	市道上水前寺2丁目尾ノ上2丁目第1号線	47	1,416	1,416			自転車専用通行帯	車道混在
	43	市道城東町上林町第1号線	27	615	615			自転車専用通行帯	車道混在
	44	市道新大江1丁目水前寺3丁目第1号線	100	523	523			自転車専用通行帯	車道混在
	45	市道新大江2丁目水前寺3丁目第1号線	101	503	503			自転車専用通行帯	車道混在
		市道辛島町第3号線	88		0			自転車専用通行帯	-
	46	市道水前寺1丁目水前寺6丁目第1号線	53	1,594	1,594			自転車専用通行帯	車道混在
	47	市道水前寺3丁目4丁目第1号線	52	1,052	1,052			自転車専用通行帯	車道混在
	48	市道水前寺公園水前寺6丁目第1号線	54	939			939	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策
	49	市道千葉城町草葉町第1号線	105	420	420			車道混在	-
	50	市道帯山3丁目月出1丁目第1号線	49	1,387	1,387			自転車専用通行帯	車道混在
	51	市道帯山3丁目帯山4丁目第1号線	48	610	610			車道混在	-
	52	市道帯山4丁目第1号線	50	880	880			車道混在	-
	53	市道帯山8丁目帯山6丁目第1号線	98	324	324			自転車専用通行帯	車道混在
	54	市道大江2丁目第9号線	99	325	325			車道混在	-
	55	市道大江2丁目第10号線	149	150	150			車道混在	-
	56	市道段山本町上熊本2丁目第1号線	120	1,806	1,806			車道混在	-
	57	市道島崎1丁目第19号線	150	290	290			車道混在	-
		58 市道渡鹿4丁目黒髪5丁目第1号線	93	669	669			車道混在	-
			103	219	219			自転車道（一方通行）	自転車道（双方向通行）
			6	477	477			自転車専用通行帯	車道混在
			7	1,727	1,727			自転車専用通行帯	-
	59	市道東町1丁目画図東2丁目第1号線	135	300	300			車道混在	-
			146	400	400			自転車専用通行帯	車道混在
			147	750	750			自転車専用通行帯	車道混在
	60	市道東町4丁目東本町第1号線	44	938	938			自転車専用通行帯	車道混在
			9	3,207			3,207	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策
	61	市道二本木2丁目新大江1丁目第1号線	10	543	543			自転車専用通行帯	車道混在
			12	397	397			自転車専用通行帯	車道混在
			13	606	606			自転車専用通行帯	車道混在
	62	市道萩原町出水2丁目第1号線	65	1,359	1,359			車道混在	-
	63	市道国府3丁目第9号線	66	661	661			車道混在	-
	64	市道白山1丁目第1号線	23	1,165	1,165			自転車歩行者専用道路	-
	65	市道尾ノ上4丁目東町2丁目第1号線	45	931	931			自転車専用通行帯	車道混在
	66	市道米屋町1丁目本山2丁目第1号線	35	642	642			自転車専用通行帯	車道混在
			36	204	204			車道混在	-
	67	市道保田窪1丁目帯山3丁目第1号線	51	1,003	1,003			自転車専用通行帯	車道混在
	68	市道本山2丁目世安町第1号線	34	663	663			自転車専用通行帯	車道混在
	69	市道本荘2丁目南熊本2丁目第1号線	68	688	688			自転車専用通行帯	車道混在
			15	1,639	1,639			自転車専用通行帯	-
	70	市道本荘5丁目帯山9丁目第1号線	16	1,650			1,650	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策
			115	1,924	1,924			自転車専用通行帯	-
			116	1,004	1,004			自転車専用通行帯	車道混在
	71	市道本荘町流通団地2丁目第1号線	37	1,949	1,949			自転車専用通行帯	-
			38	509			509	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策
	72	市道野中3丁目田迎5丁目第1号線	39	2,335	2,335			自転車専用通行帯	-
	73	市道九品寺2目大江本町第1号線	151	45	45			自転車専用通行帯	車道混在
			1001	575	575			自転車専用通行帯	車道混在
	74	市道新屋敷1丁目第1号線	1003	600	600			自転車専用通行帯	車道混在
	75	市道新町4丁目横手1丁目第1号線	121	471	471			自転車歩行者専用道路	-
都市計画 道路	76	(都) 花園池亀線（花園2丁目）	142	188			188	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策
	77	(都) 花園池亀線外1線（花園5丁目）	143	1,171			1,171	自転車専用通行帯	やむを得ず自転車歩行者道で別途対策
	78	(都) 新町戸坂線	141	792	792			自転車専用通行帯	車道混在
	79	(都) 池田町花園線（花園1丁目）	140	566	566			自転車専用通行帯	車道混在
	80	(都) 池田町花園線外1線（島崎6丁目）	139	745	745			自転車専用通行帯	車道混在
	81	(都) 上熊本弓削線	-	450		450		自転車専用通行帯	-
	82	(都) 手取本町清水線	-	420		420		自転車専用通行帯	-
	83	(都) 池田町花園線（上熊本2丁目）	-	450		450		自転車専用通行帯	-
	84	(都) 新屋敷長溝線	-	300		300		-	-
	85	(都) 新土河原出水線	-	1,250		1,250		-	-
	86	(都) 船場神水線	-	2,950		2,950		-	-
	87	(都) 出水町国府東水前寺線	-	600		600		-	-
	88	(都) 下南部画図線	-	1,200		1,200		-	-
白川		89 白川ちゃりんぼみち	85	365	365			自転車歩行者道	-
			107	950	950			自転車歩行者専用道路	-
			108	1,060	1,060			自転車歩行者専用道路	-
			109	714	714			自転車歩行者専用道路	-
			110	1,306	1,306			自転車歩行者専用道路	-
			111	-	-	-		自転車歩行者道	-
			112		0			自転車歩行者道	-
			113	730	730			自転車歩行者道	-
			1004	525	525			自転車歩行者専用道路	自転車歩行者専用道路
89路線				150,507	112,598	17,023	7,620	13,266	

表 自転車ネットワーク路線と管理延長内訳

自転車ネットワーク路線		151 km
管理延長		113km
管理対象外	38km	
	直轄国道	17 km
	都市計画道路 (事業化前)	8 km
	やむを得ず自転車歩行者道で 別途対策路線	13 km

3) 令和3年3月末時点の整備状況

令和3年3月末時点で暫定形態を含め整備済みとなる路線を以下に示します。整備済延長は、白川ちゃりんぽみちを含め、14.4kmとなっています。

表 令和3年3月末時点の整備済路線一覧

路線名		リンク 番号	リンク 延長 (m)	R3.3末時点 整備路線延長 (m)	R3.3末時点 整備形態 (暫定形態含む)
県道	6 主要地方道熊本玉名線	104	625	625	車道混在
		114	508	508	代替路整備
	8 主要地方道熊本高森線	137	257	257	代替路整備
		138	414	414	代替路整備
	9 主要地方道熊本田原坂線	79	844	844	自転車道
市道	24 市道花園1丁目第19号線	119	419	419	車道混在
	25 市道花園1丁目第23号線	148	150	150	車道混在
	36 市道子飼本町大江6丁目第1号線	11	620	620	車道混在
		18	1,018	1,018	自転車専用通行帯
		102	237	237	自転車道
	37 市道秋津新町新外3丁目第1号線	2	1,021	1,021	自転車道
	52 市道帯山4丁目第1号線	50	880	880	車道混在
	56 市道段山本町上熊本2丁目第1号線	120	1,806	1,806	車道混在
	57 市道島崎1丁目第19号線	150	290	290	車道混在
75 市道新町4丁目横手1丁目第1号線	121	471	471	自転車歩行者専用道路	
11路線		小計		9,560	
白川	89 白川ちゃりんぽみち	85	365	365	自転車歩行者道
		107	950	950	自転車歩行者専用道路
		108	1,060	1,060	自転車歩行者専用道路
		110	1,306	1,306	自転車歩行者専用道路
		111	630	630	自転車歩行者道
		113	730	500	自転車歩行者道
1路線		小計		4,811	
12路線		合計		14,371	

代替

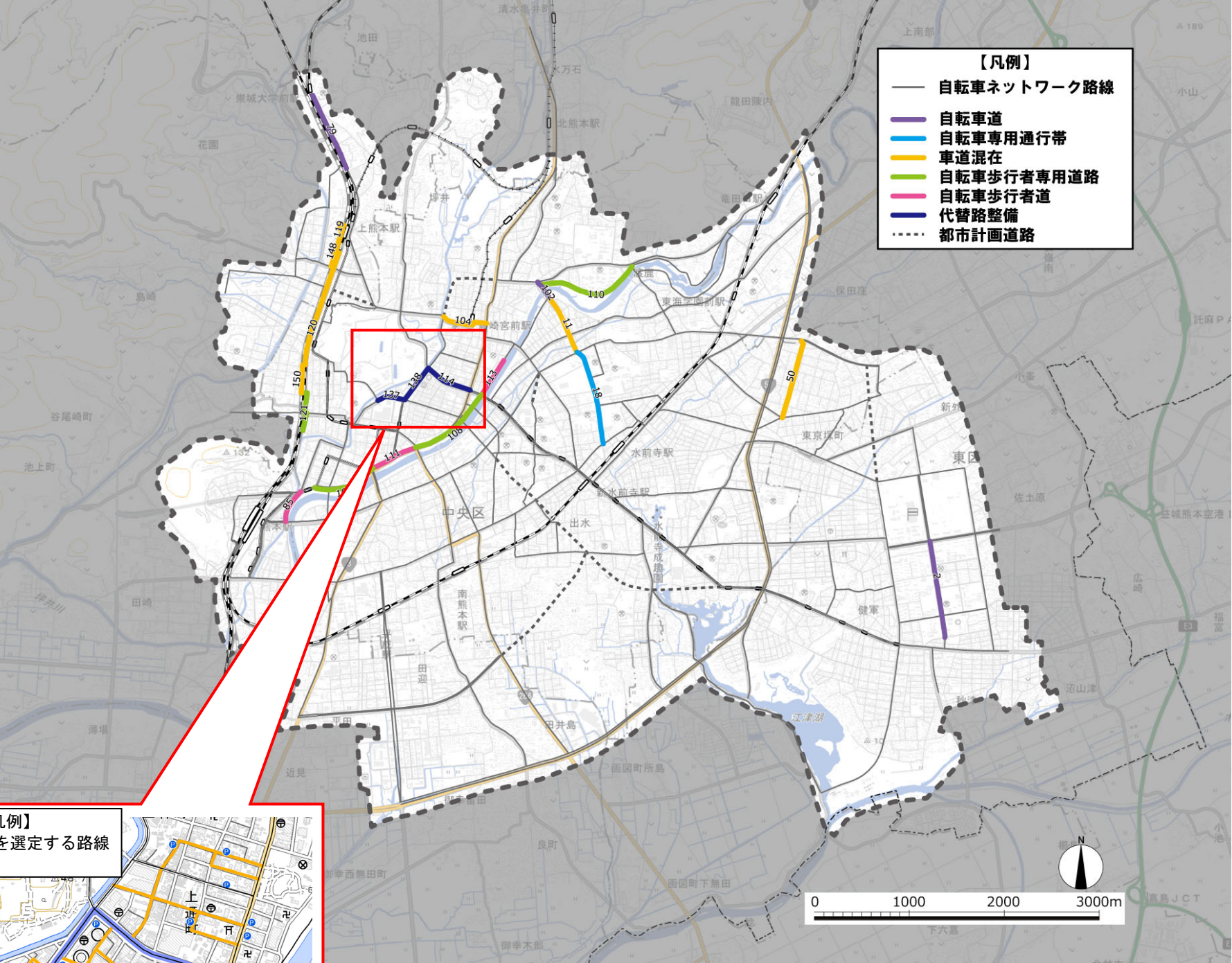


図 令和3年3月末時点の整備済路線位置図

第3章 優先的に整備する路線

3.1 優先的に整備する路線

第2次熊本市自転車利用環境整備実施計画（中間見直し）で、連続的な自転車ネットワークを早期に実現するため、自転車利用に関連する施設（交通結節点、学校、駐輪場など）をつなぐ、「優先的に整備する路線」に設定している路線を以下に示します。

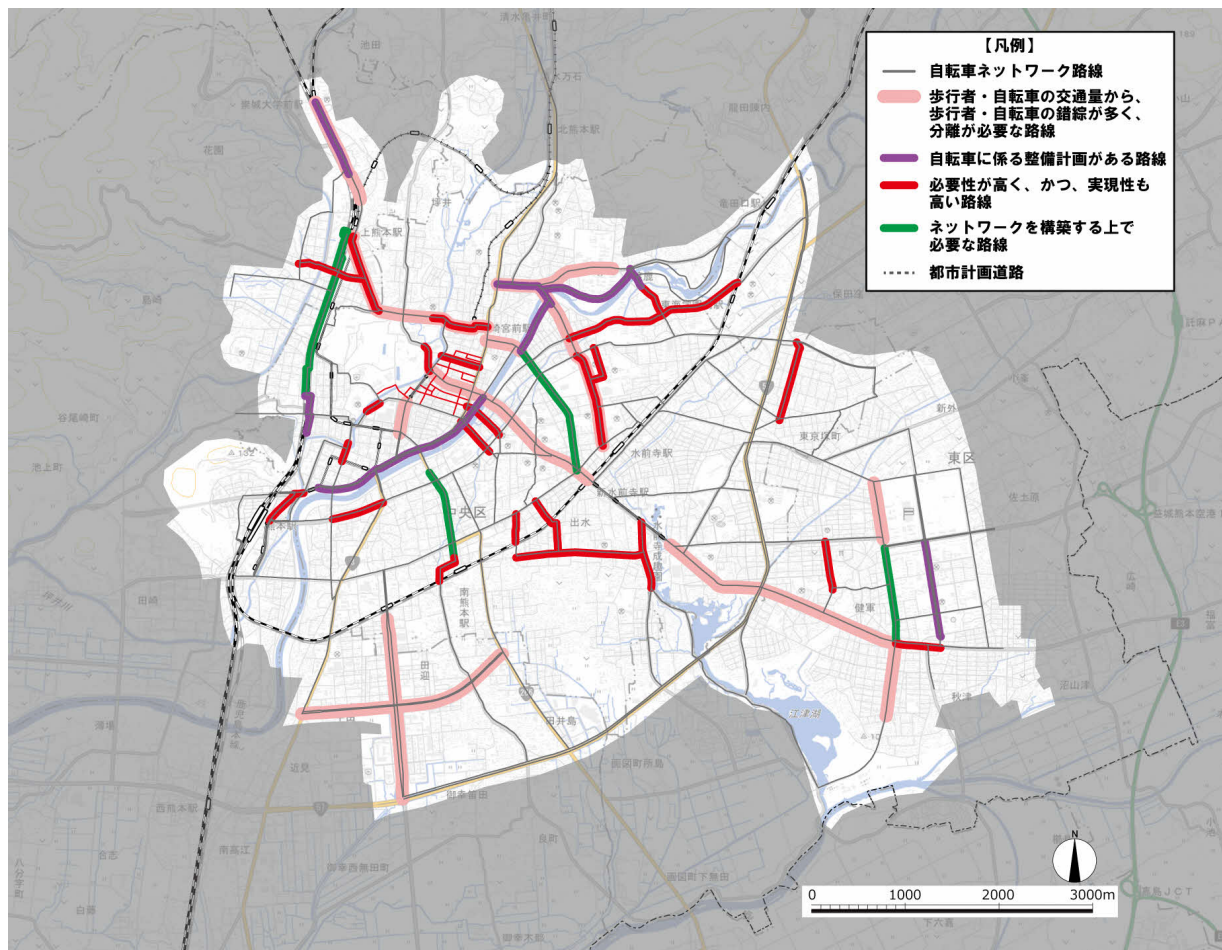


図 優先的に整備する路線

【優先的に整備する路線の設定】

- ①歩行者・自転車の交通量から、歩行者・自転車の錯綜が多く、分離が必要な路線
- ②自転車に係る整備計画がある路線
- ③必要性が高く※、かつ、実現性も高い路線
※「自転車利用が多い路線」、「自転車関連の交通事故やヒヤリが多い路線」、「自転車通学路の対象路線」から評価し、いずれかに該当する路線
- ④上記①～③で抽出した区間と交通結節点や学校、駐輪場等自転車に関連する施設をつなぎ、ネットワークを構築する上で必要な路線

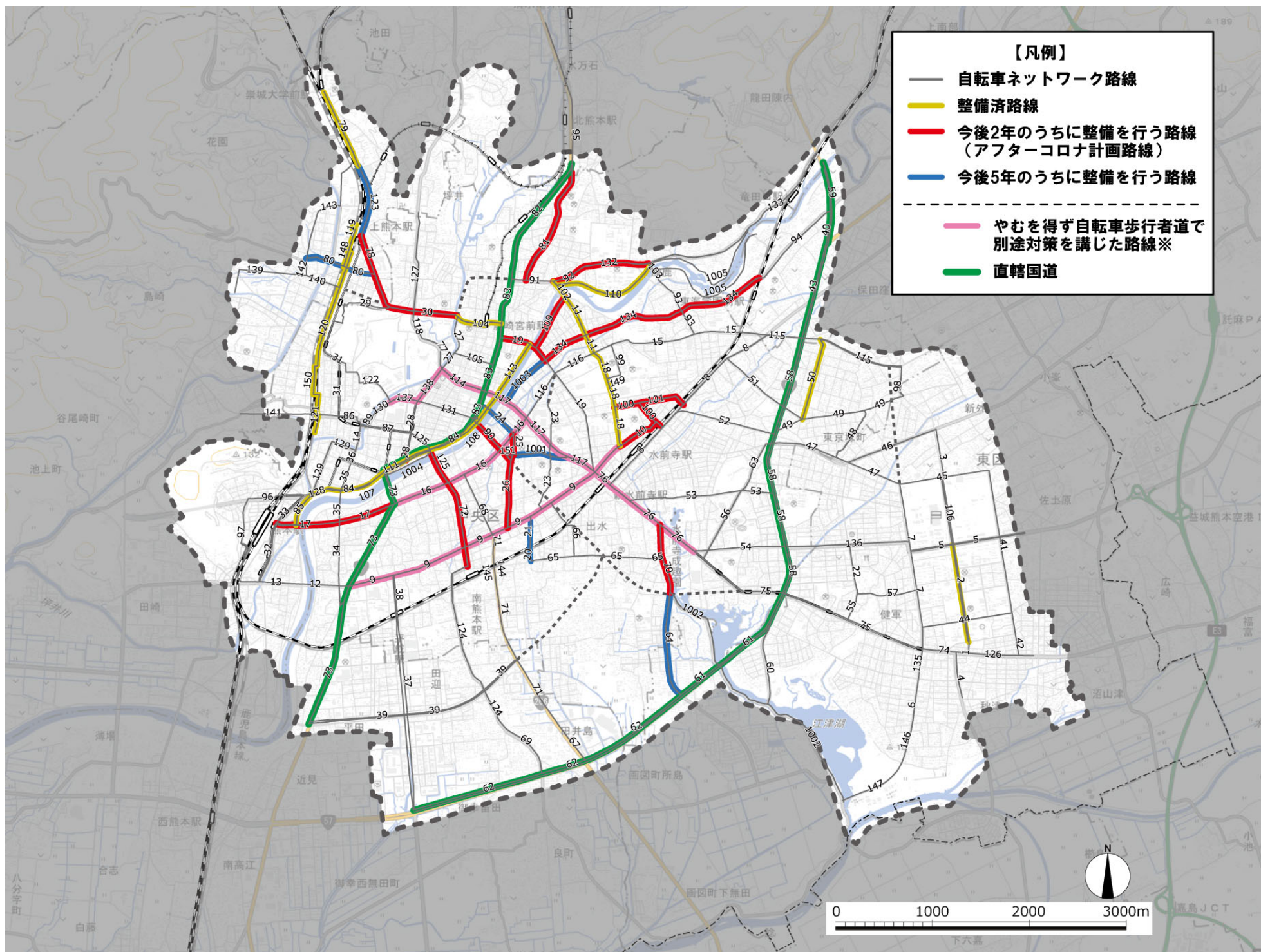
表 優先的に整備する路線一覧表

	路線名	延長(m)	暫定形態を考慮した整備形態
1	国道266号	800	車道混在
2	主要地方道熊本玉名線	1,970	自転車専用通行帯、車道混在
3	主要地方道熊本停車場線	580	自転車専用通行帯
4	主要地方道熊本高森線	5,260	自転車専用通行帯、車道混在、代替路の整備、自転車歩行者道
5	主要地方道熊本田原坂線	1,480	自転車道
6	県道熊本空港線	690	自転車専用通行帯
7	県道熊本浜線	290	車道混在
8	県道瀬田熊本線	1,930	車道混在
9	県道四方寄熊本線	280	自転車専用通行帯
10	県道熊本菊陽線	1,260	自転車道、自転車専用通行帯、車道混在
11	市道新屋敷3丁目大江5丁目第1号線	1,800	自転車専用通行帯
12	市道安政町第3号線	440	車道混在
13	市道花園1丁目第19号線	260	車道混在
14	市道花園1丁目第23号線	150	車道混在
15	市道花畑町九品寺4丁目第1号線	470	自転車専用通行帯
16	市道九品寺6丁目画図町下無田第1号線	300	車道混在
17	市道健軍2丁目尾ノ上2丁目第1号線	350	自転車専用通行帯
18	市道紺屋今町花畑町第1号線	320	車道混在
19	市道子飼本町大江6丁目第1号線	1,850	自転車道、自転車専用通行帯(済)、車道混在
20	市道秋津新町新外3丁目第1号線	1,020	自転車道
21	市道辛島町第3号線	90	自転車専用通行帯
22	市道千葉城町草葉町第1号線	400	車道混在
23	市道帯山4丁目第1号線	850	車道混在
24	市道大江2丁目第9号線	310	車道混在
25	市道大江2丁目第10号線	150	車道混在
26	市道段山本町上熊本2丁目第1号線	1,260	車道混在
27	市道島崎1丁目第19号線	290	車道混在
28	市道渡鹿4丁目黒髪5丁目第1号線	620	自転車道、車道混在
29	市道東町1丁目画図東2丁目第1号線	2,500	自転車専用通行帯、車道混在
30	市道萩原町出水2丁目第1号線	1,350	車道混在
31	市道国府3丁目第9号線	390	車道混在
32	市道米屋町1丁目日本山2丁目第1号線	200	車道混在
33	市道本荘町流通団地2丁目第1号線	1,800	自転車専用通行帯
34	市道野中3丁目田迎5丁目第1号線	2,300	自転車専用通行帯
35	市道新町4丁目横手1丁目第1号線	390	自転車歩行者専用道路
36	白川ちゃりんぼみち	5,400	自転車歩行者専用道路、自転車歩行者道
	合計	39,800	

3.2 今後5年で優先的に整備する路線

さらに、今後5年間で優先的に整備する路線として、前述した優先的に整備する路線のうち、中心市街地周辺部の路線から重点的に自転車走行空間整備を進めていきます。

また、他事業での道路改良や、連続性をもった自転車ネットワークとしてのつながりを考慮し、今後5年で整備する路線として以下に示す20kmを設定します。



アフターコロナ計画は
現在、国と協議中

※ 将来、改築を行う際は、車道通行の整備形態を検討すること。

図 今後5年間で優先的に整備する路線

※アフターコロナ計画路線
新型コロナウイルスによる「新しい生活様式」で想定される自転車交通量の増加へ対応するため、熊本市自転車ネットワーク計画路線において自転車専用通行帯等の整備を優先的に進める路線

表 今後5年間で優先的に整備する路線一覧表

路線名			リンク 番号	延長 (m)	今後5年間で整備する路線		完成形態	暫定形態
					アフターコロナ 計画路線 (2年以内)	今後5年のうちに 整備を行う路線		
国 道	1	国道266号	72	1,010	●		自転車専用通行帯	車道混在
			125	※280	●		自転車専用通行帯	車道混在
県 道	6	主要地方道熊本玉名線	30	580	●		自転車専用通行帯	車道混在
			78	860	●		自転車専用通行帯	-
			80	800		●	車道混在	-
			123	700		●	自転車専用通行帯	-
	7	主要地方道熊本停車場線	17	1,240	●		自転車専用通行帯	-
	10	主要地方道熊本菊鹿線	81	1,240	●		自転車専用通行帯	車道混在
	11	県道熊本空港線	64	1,130		●	自転車専用通行帯	-
			70	710	●		自転車専用通行帯	-
	13	県道瀬田熊本線	134	2,440	●		車道混在	-
	20	県道熊本菊陽線	92	380		●	自転車専用通行帯	車道混在
			132	460		●	自転車専用通行帯	-
市 道	21	市道新屋敷3丁目大江5丁目第1号線	19	1,840		●	自転車専用通行帯	-
	22	市道安政町第3号線	24	470		●	車道混在	-
	26	市道花畑町九品寺4丁目第1号線	90	560	●		自転車専用通行帯	-
	28	市道九品寺2丁目第1号線	25	200	●		自転車専用通行帯	車道混在
	29	市道九品寺3丁目九品寺5丁目第1号線	26	750	●		自転車専用通行帯	車道混在
	30	市道九品寺6丁目画図町下無田第1号線	20	170	●		車道混在	-
			21	300	●		車道混在	-
	44	市道新大江1丁目水前寺3丁目第1号線	100	520	●		自転車専用通行帯	車道混在
	45	市道新大江2丁目水前寺3丁目第1号線	101	500	●		自転車専用通行帯	車道混在
	61	市道二本木2丁目新大江1丁目第1号線	10	540	●		自転車専用通行帯	車道混在
	73	市道九品寺2丁目大江本町第1号線	151	50		●	自転車専用通行帯	車道混在
			1001	580		●	自転車専用通行帯	車道混在
	74	市道新屋敷1丁目第1号線	1003	600		●	自転車専用通行帯	車道混在
白 川	89	白川ちやりんぼみち	109	710	●		自転車歩行者専用道路	-
計				19,620	12,610	7,010		

■：追加選定区間

※：リンク番号125のリンク延長537mのうち280m
今後5年間で代継橋までの区間を整備

アフターコロナ計画は

現在、国と協議中

第4章 計画の効果的な推進に向けて

4.1 計画の効果的な推進に向けて

本市における自転車走行空間整備を迅速かつ効果的に推進していくため、国土交通省、熊本県、熊本県警、その他関係機関と連携し、早期の自転車ネットワークの形成を目指し、本計画を着実かつ効果的に進めることで、「熊本市自転車活用推進計画」の実現に寄与します。

また、熊本県においても、令和2年3月に「熊本県自転車活用推進計画」が策定され、自転車利用環境整備やサイクリングルートの設定に取り組んでいます。そのような中、本市の自転車ネットワーク路線は、熊本県の広域的なサイクリングルートにおいて、中心部に位置し重要な役割を担うため、本計画において、熊本市内の自転車走行空間整備を進めることで、熊本県全域の自転車ネットワークの形成にも寄与します。

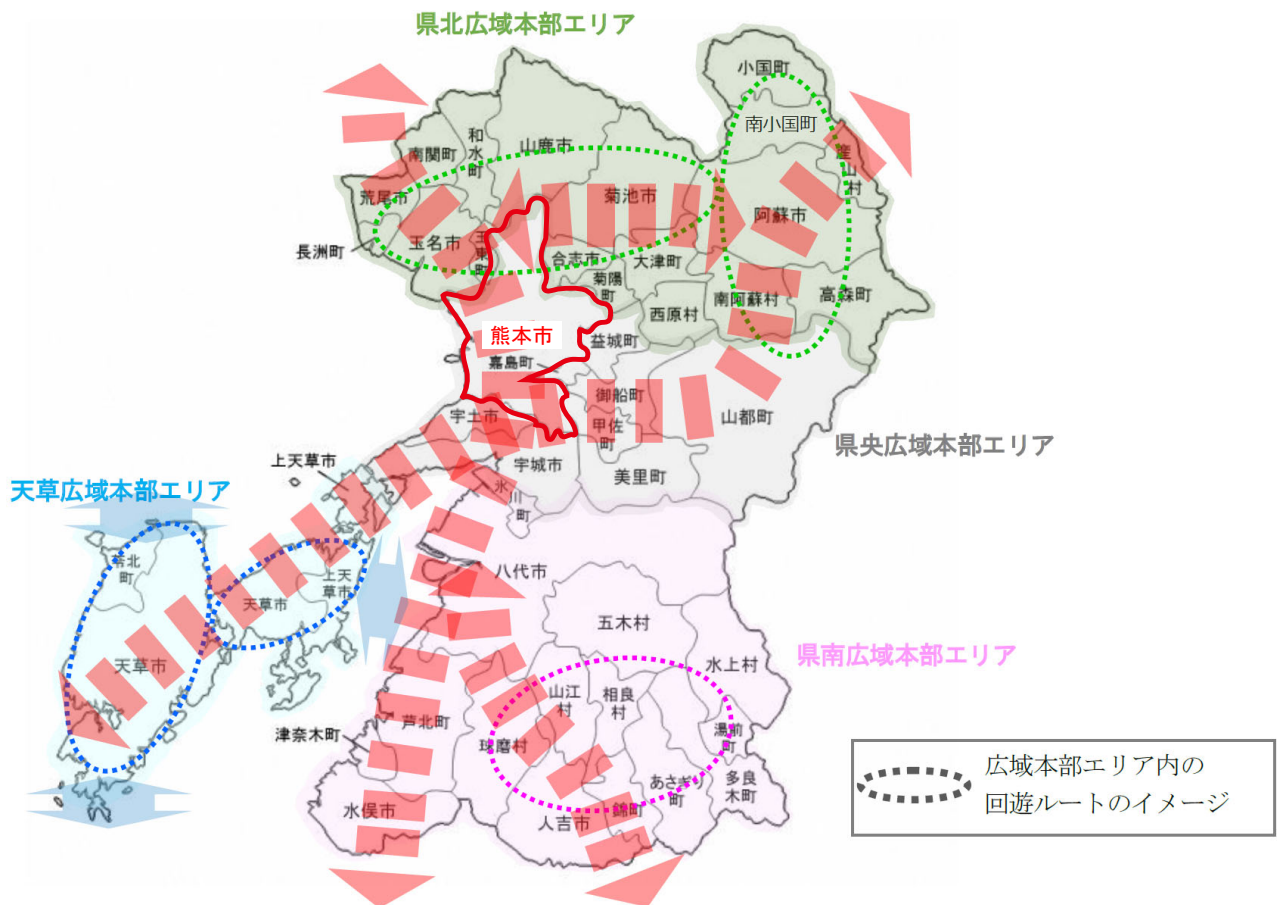


図 県内のサイクリングルート設定イメージ

出典：熊本県自転車活用推進計画

参考資料 自転車走行空間の整備方法

1. 整備形態

自転車走行空間の整備形態は、自転車の車道左側走行を基本とした自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の3つを基本とします。

整備形態	【整備イメージ】	
自転車道		
自転車専用通行帯		
自転車と自動車 を混在通行と する道路 (車道混在)		(1) 歩道のある道路における対策 【路肩・停車帯内の対策】 【車線内の対策】 ※矢羽根型路面表示は外側線の下に重複させることができる (2) 歩道のない道路における対策 【車線内の対策】

図 整備形態の種類

1) 自転車道

自転車道は、歩行者と車から物理的に分離された自転車専用の道路のことで、車の速度や交通量、歩行者の交通状況に影響されることなく通行できる形態で一方通行を基本とします。

市内では、子飼橋や熊本田原坂線等の一部区間を自転車道として整備しています。

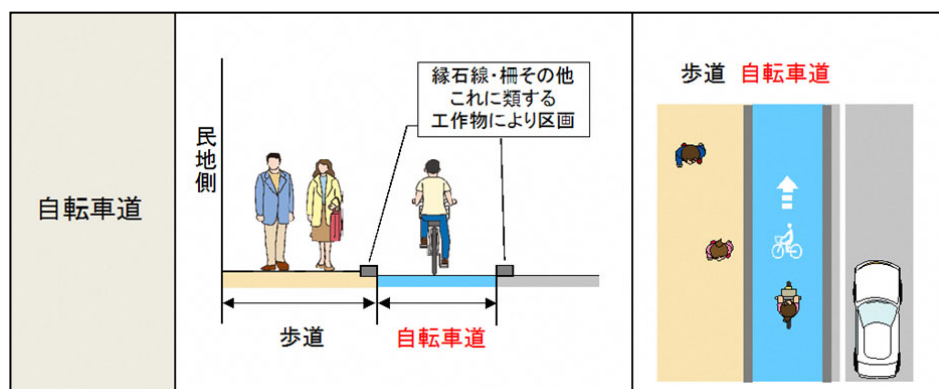


図 自転車道の整備形態



写真 子飼橋の整備状況



写真 熊本田原坂線（上熊本）の整備状況

2) 自転車専用通行帯

自転車専用通行帯は、車道に設けられる自転車専用の通行帯のことで、歩行者並びに、原付など軽車両以外の車両から空間的に分離された形態です。

市内では、学園大通りを自転車専用通行帯として整備しています。

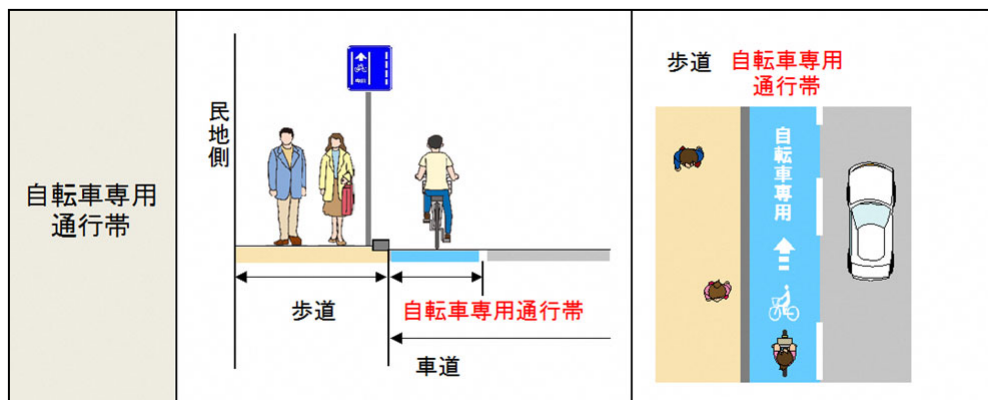


図 自転車専用通行帯の整備形態

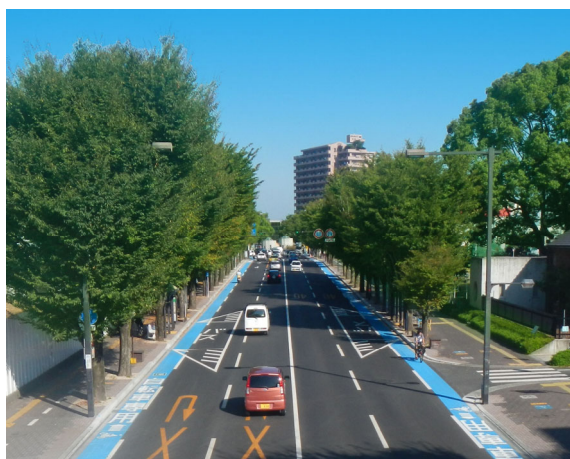


写真 学園大通り（大江）の整備状況

3) 車道混在

車道混在は、車道内を自転車と車が混在しながら通行する形態で、車道幅員や車線構成に応じて、路肩もしくは車線内に、矢羽根型路面表示及び自転車ピクトグラムを設置する整備形態です。

市内では、熊本玉名線等の一部区間を車道混在として整備しています。

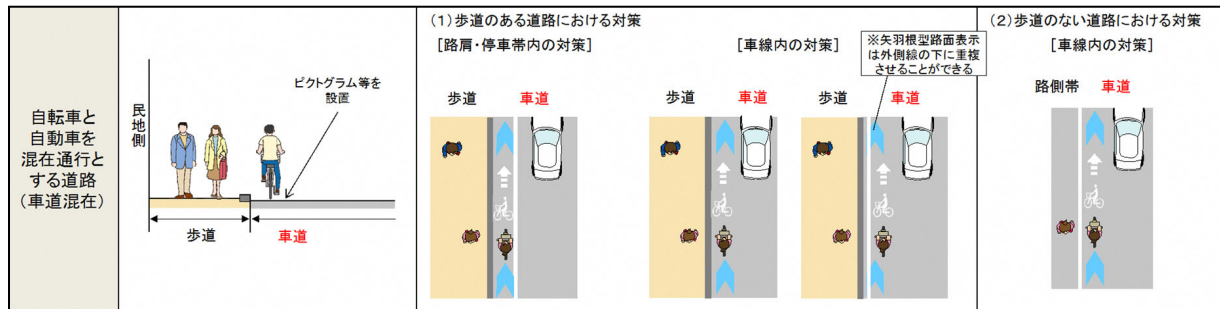


図 車道混在の整備形態



写真 熊本玉名線（藤崎宮付近）の整備状況

2. 整備形態の選定方法

整備形態は、ガイドラインで提示された方法を参考とし、路線毎に交通状況（自動車の交通量と速度）や道路状況（車線数や歩道の有無）を勘案し、完成形態（本来あるべき整備形態）として選定します。

一方で、現状で完成形態の整備が困難な場合でも、現状の自転車走行空間の改善を促進するため、暫定形態（車道混在）での整備可能性を検討します。

さらに、自転車と自動車が同一空間で通行すると危険と判断される路線では、代替路の有無を検討し、代替路が無い場合は、やむを得ず自転車歩行者道のままとしますが、注意喚起等、別途対策を講じることを検討します。

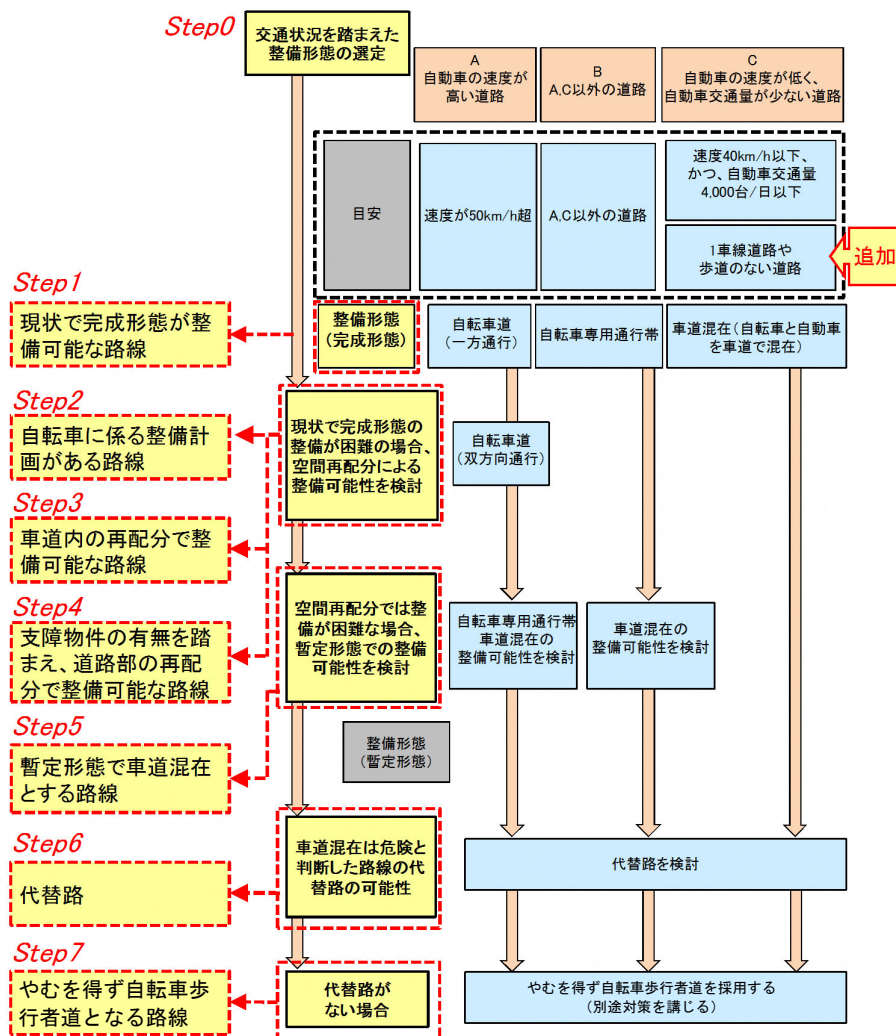


図 整備形態の選定方法

3. 追加選定路線の整備形態の選定

1) 【Step0】交通状況を踏まえた完成形での整備形態の選定

交通状況を踏まえた整備形態の選定では、自転車は「車両」とであるという大原則に基づき、「車道を通行する自転車」の安全性を確保するため、自動車の交通量や速度を踏まえて、自転車と自動車を分離する必要性について検討します。

ガイドラインを参考に、自動車の交通量、速度を踏まえ各区間の整備形態の選定を行います。また、熊本市では追加条件として、現状の道路構造が「1車線道路」または「歩道がない道路」については、「車道混在」に選定することとします。

【自転車道（一方通行）】

自動車の速度が高い（50km/h 超）道路（A）の場合に、自転車と自動車を構造的に分離する整備形態である「自転車道（一方通行）」に選定します。

【車道混在】

自動車の速度が低く（40km/h 以下）、交通量が少ない（4,000 台/日以下）道路（C）及び、1車線の道路、歩道の無い道路（追加条件）では、自転車と自動車が混在して通行する整備形態として「車道混在」に選定します。

【自転車専用通行帯】

（A）と（C）の中間にあたる道路（B）では、自転車と自動車を視覚的に分離する整備形態として「自転車専用通行帯」に選定します。

	A 自動車の速度が速い道路	B A, C以外の道路	C 自動車の速度が低く、 交通量が少ない道路
目安	速度50km/h超	A, C以外の道路	速度40km/h以下かつ 自動車交通量4,000台/日以下 1車線道路や 歩道のない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
整備形態	自転車道 (一方通行)	自転車専用通行帯	車道混在

図 整備形態選定の目安

(1) 車線数および歩道設置の有無を考慮した選定（追加条件）

Step0 の一つ目の条件として、熊本市における道路構造を踏まえた追加条件である「1 車線道路」または「歩道がない道路」について、「車道混在」に選定することとします。

表 追加選定路線の道路部構成による選定

追加選定路線	道路部構成	完成形の整備形態
①市道九品寺 2 丁目大江本町第 1 号線 (鎮西通り) 	車線数【2 車線】 歩道【両側歩道】	
②市道新屋敷 1 丁目第 1 号線 	車線数【2 車線】 歩道【両側歩道】	
③一般県道神水川尻線（江津塘） 	車線数【2 車線】 歩道【歩道無し】	【車道混在】
④白川（慶徳区間） ⑤白川（激特區間）	白川ちゃりんぼみち	
		自転車歩行者専用道路

(2) 道路状況による選定

Step0 の二つ目の条件として、ガイドラインに従い、自動車の交通量及び速度を踏まえた選定を行います。

表 追加選定路線の道路状況による整備形態の選定

追加選定路線	整備形態選定の目安		完成形の整備形態
	速度※	交通量	
①市道九品寺2丁目大江本町第1号線（鎮西通り）	40km/h	データ無	【自転車専用通行帯】
②市道新屋敷1丁目第1号線	30km/h	データ無	【自転車専用通行帯】

※規制速度を採用

(3) 完成形での整備形態

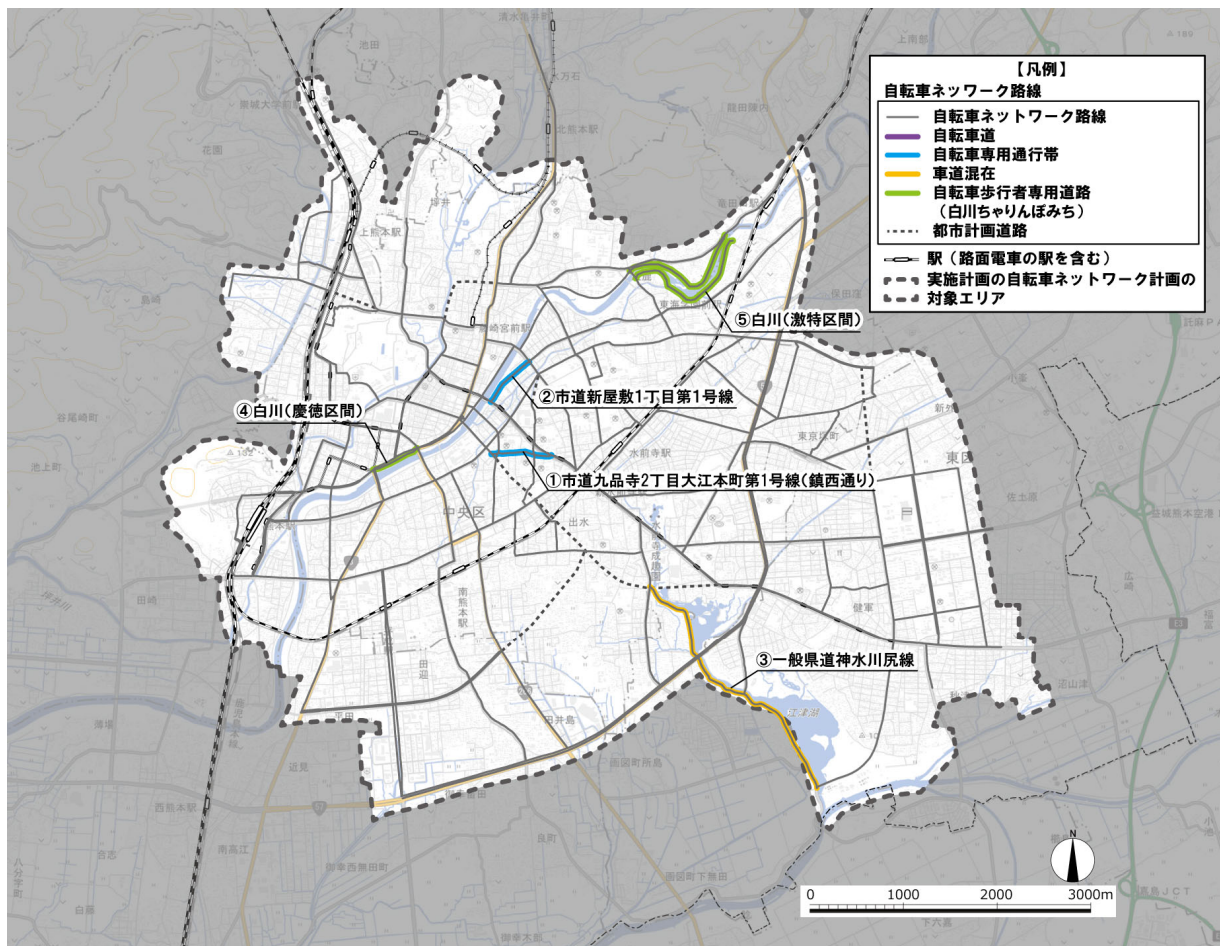


図 追加選定路線の完成形での整備形態【Step0】

2) 【Step1】現状で完成形態が整備可能な路線

追加選定路線のうち①、②の路線について、道路改良を行うことなく、現状のままで完成形態への整備が可能かどうか確認します。

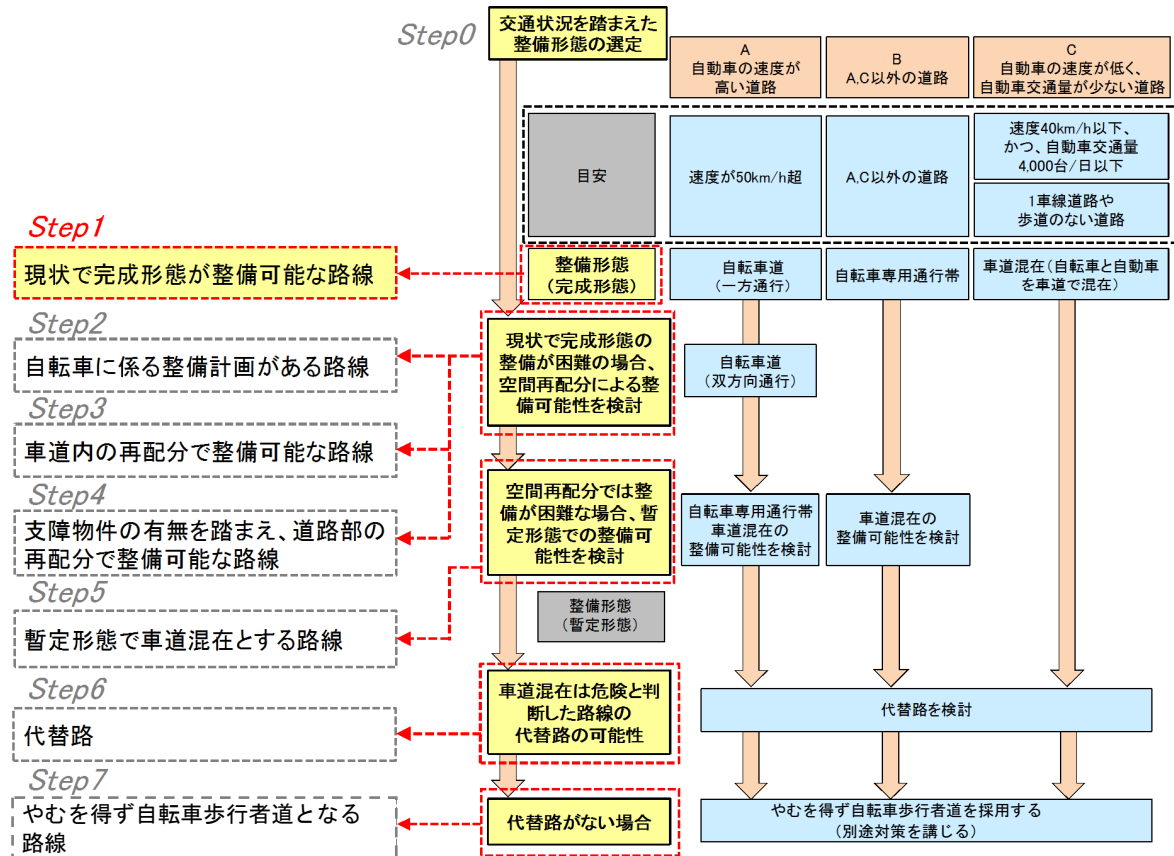


表 道路改良無しでの完成形態での整備可能性の判断

追加選定路線・現道の状況	確認結果
①市道九品寺2丁目大江本町第1号線（鎮西通り） 	・現道では自転車専用通行帯に必要な幅員（外側線の外側に1.5m以上）の確保が困難です。
②市道新屋敷1丁目第1号線 	・現道では自転車専用通行帯に必要な幅員（外側線の外側に1.5m以上）の確保が困難です。

【確認の結果】

⇒いずれの路線も現道のままで、自転車専用通行帯の確保は不可となります。

3) 【Step2】自転車に係る整備計画がある路線

【Step1】により、現状で完成形態の整備が困難であることから、空間再配分による整備可能性の検討を行います。

現時点で自転車に係る整備計画がある路線は、④、⑤の「白川ちゃりんぽみち」として、自転車歩行者専用道路で整備する路線のみとなっています。

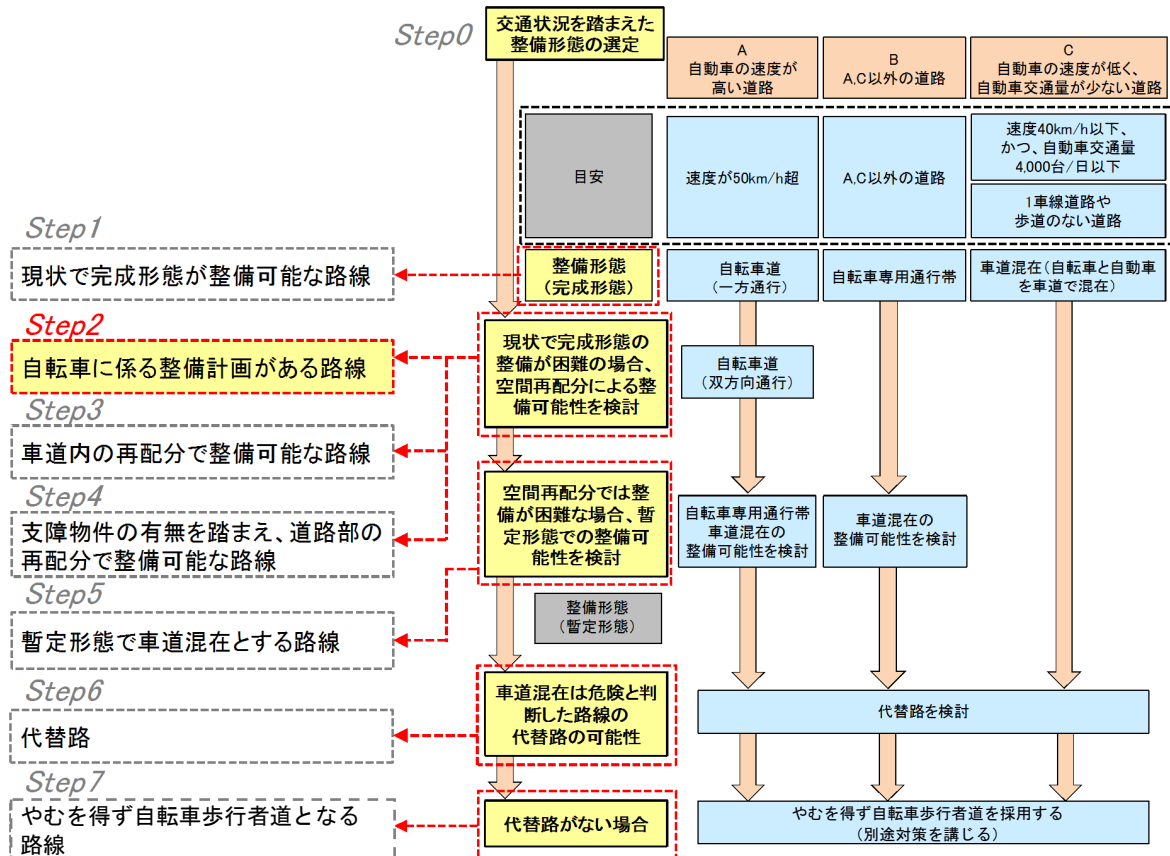


図 検討フローの位置付け (Step2)

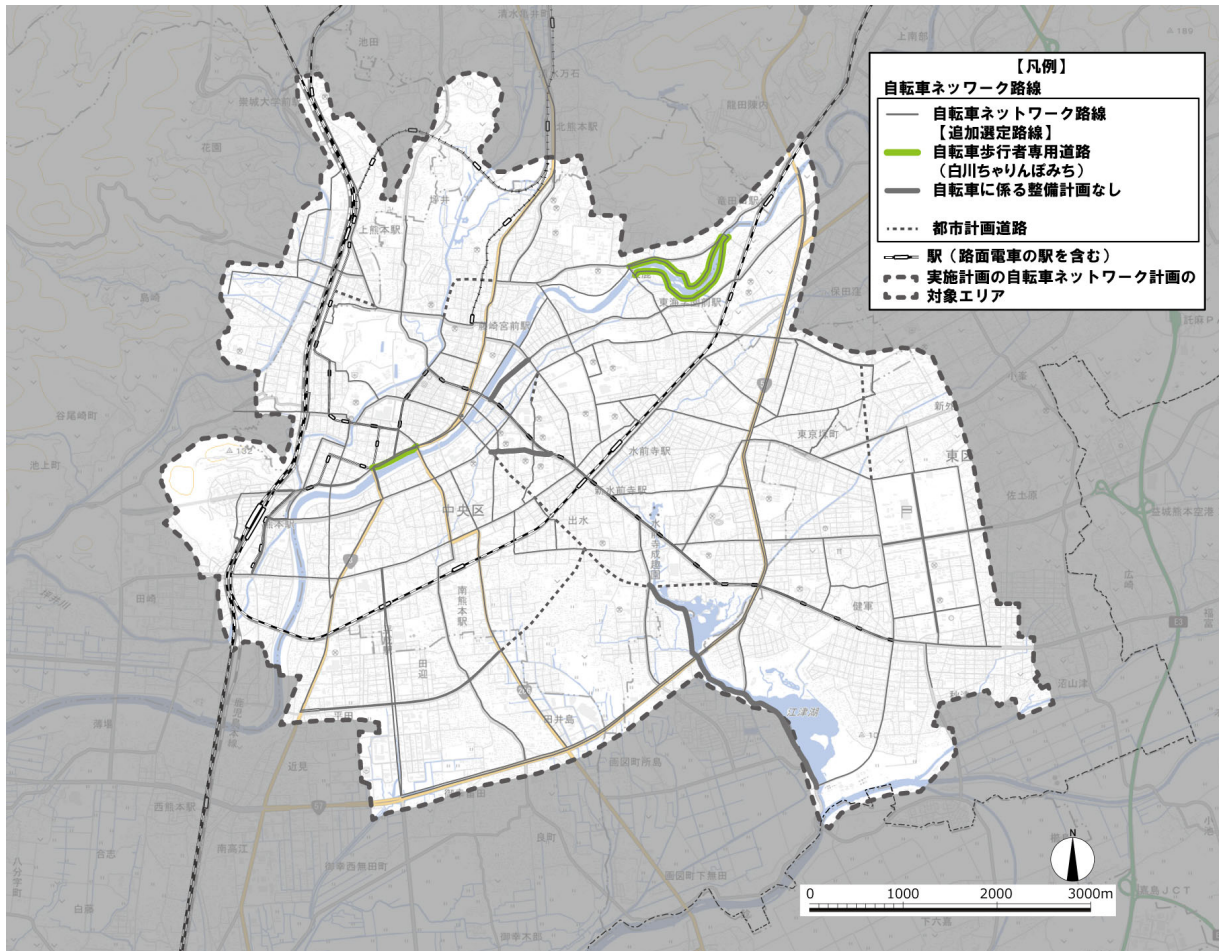


図 追加選定路線のうち自転車に係る整備計画がある路線【Step2】

4) 【Step3】車道内の再配分で整備可能な路線

現状のままで完成形態での整備が不可能な区間①、②について、車道内の幅員構成を再配分し、完成形態の整備可能性を検討します。

元々、車線幅員が道路構造令で定められた値よりも広い幅員を有する区間については、区画線の引き直し等、車道内の空間再配分による完成形態の整備可能性について検討しました。

車道内再配分の選定方法の詳細は、次頁の通りです。

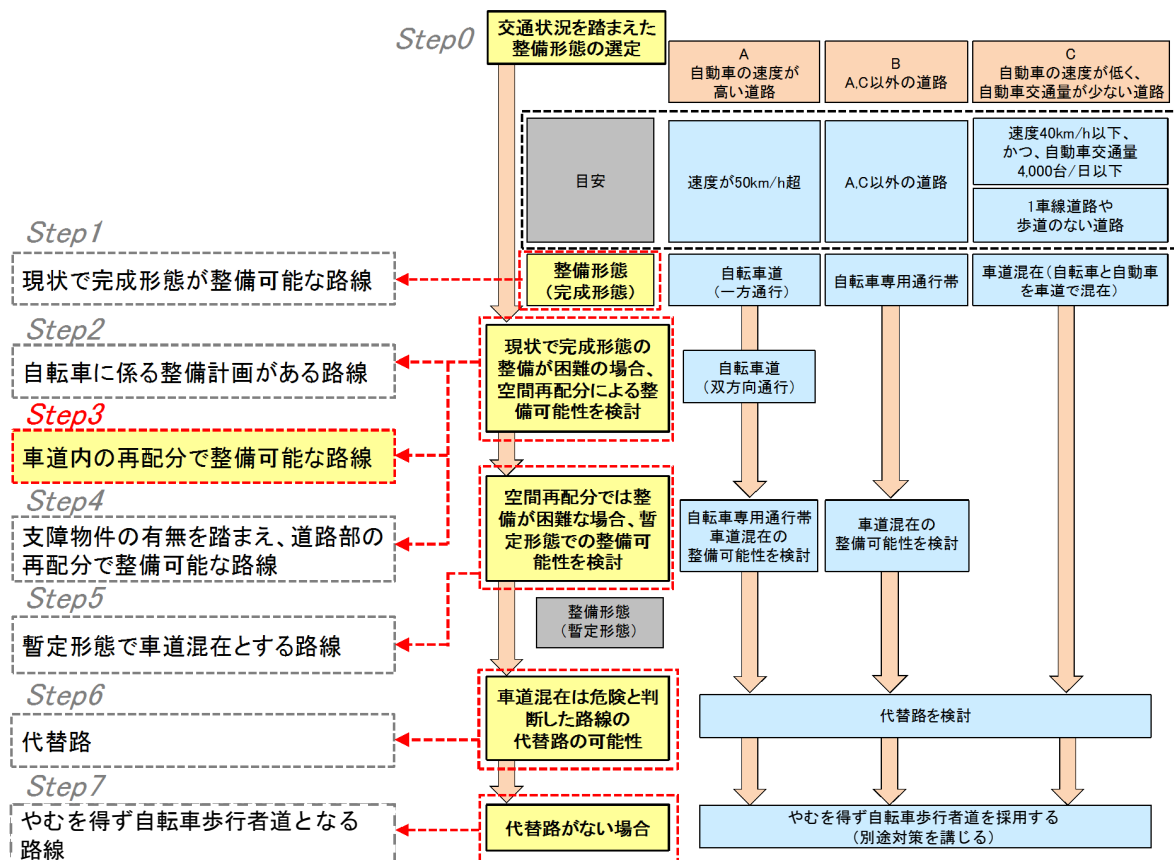


図 検討フローの位置付け (Step3)

■車道内再配分の選定方法

- 照明、信号等の移設が生じ、費用や時間がかかるため、歩車道境界は変更しない。
- 車道の車線数は原則、現況車線数を確保する。
- 現況の歩道設置区間は、歩道を確保する。
- 車道内の空間再配分では、道路構造令に基づき車線幅員の最小値 注) を採用し、路肩幅員の見直しを検討。

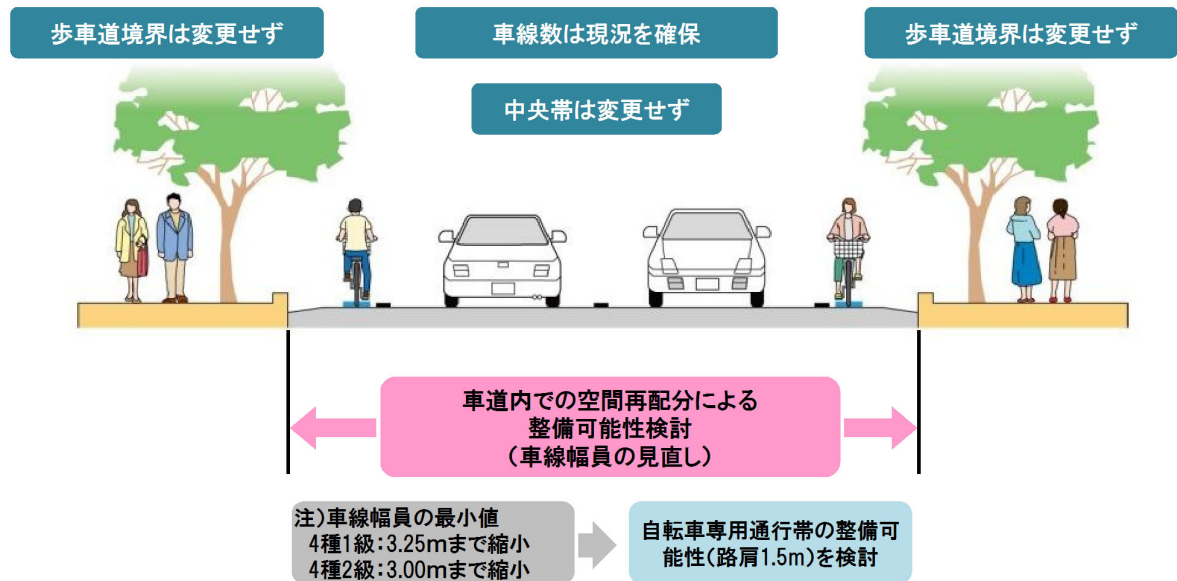


図 車道内再配分の選定方法

表 車道内再配分による整備可能性の判断

追加選定路線	道路種級	現状車道幅員 (代表断面)	自転車専用通行帯整備 に必要な車道幅員	再配分 確認結果
①市道九品寺2丁目 大江本町第1号線(鎮西通り)	不明	5.8m	9.0m (車線 3.0m × 2 + 自転車専用 通行帯 1.5m × 2) ※	不可
②市道新屋敷1丁目第1号線	不明	7.0m	9.0m (車線 3.0m × 2 + 自転車専用 通行帯 1.5m × 2) ※	不可

※①、②においては、道路種級は不明であるが、普通道路の最低車道幅員は3.0mであるため、最低幅員を確保することを前提に判断。

【確認の結果】

⇒いずれの路線も現道の車道幅員では、自転車専用通行帯を整備するために必要な幅員が不足するため、車道内再配分による整備は不可となります。

5) 【Step4】道路部の再配分で整備可能な路線

現時点において、車道内の再配分（Step3）で完成形態での整備が不可能な区間については、道路幅全体で空間再配分を行った場合での整備可能性を検討します。

検討は、中央帯や植栽帯の幅員を縮小し、自転車専用通行帯（路肩 1.5m）を確保可能かどうかの確認を行います。追加選定した検討対象路線には中央帯及び植栽帯が無いいため、歩道の幅員を縮小し、自転車専用通行帯（路肩 1.5m）を確保可能かどうかの検討を行います。

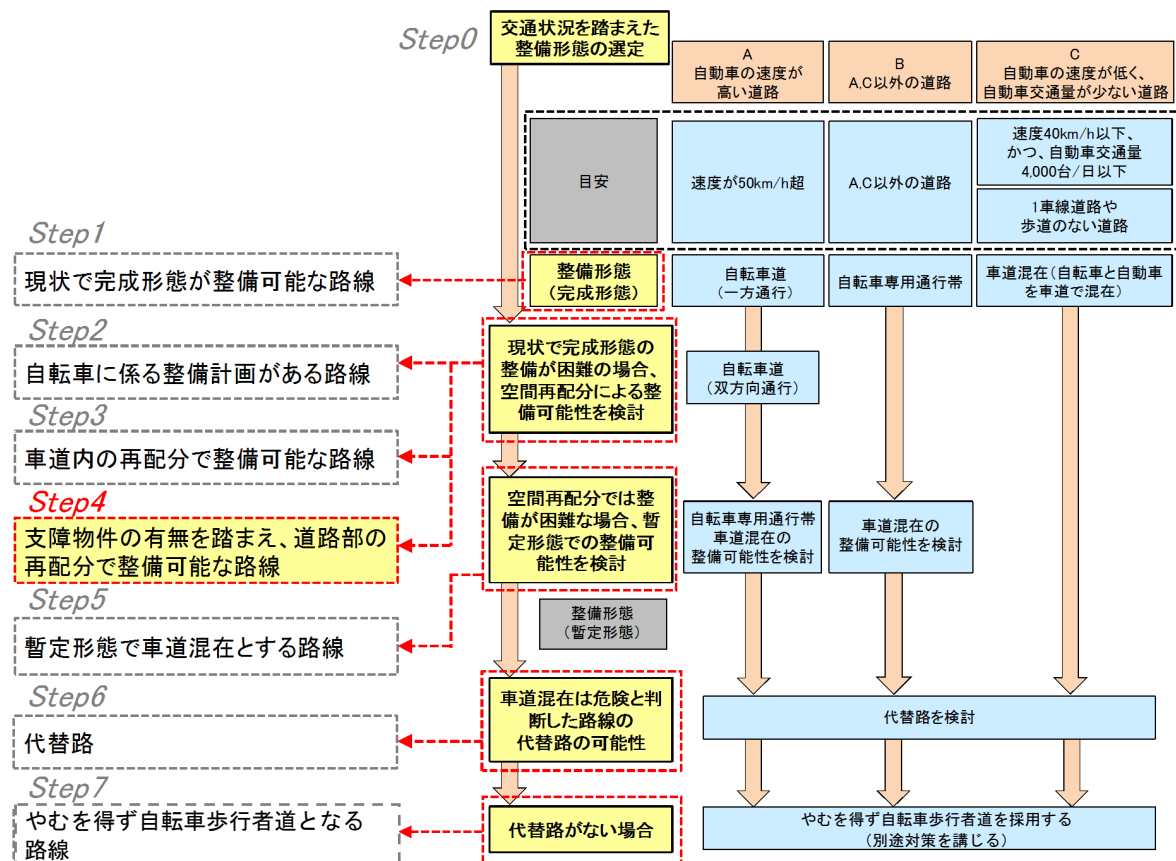


図 検討フローの位置付け（Step4）

■道路部再配分の選定方法

- 道路幅全体で再配分して、自転車専用通行帯の整備可能性を検討する。
- 車道の車線数は原則、現況車線数・車線幅員を確保する。
- 現況の歩道設置区間は、歩道を確保する。
- 【検討1】：（今回対象外）中央帯や植栽帯の幅員を縮小し、自転車専用通行帯（路肩 1.5m）を確保可能か検討する。
- 【検討2】：【検討1】で整備できない場合は、歩道の幅員を縮小し、自転車専用通行帯（路肩 1.5m）を確保可能か検討する。
- 【検討2】においては、現況で歩道幅員が 4.0m 以上ある箇所は、4.0m（3.5m+0.5m）まで縮小し、現況で 4.0m 未満の箇所は 2.5m（2.0m+0.5m）まで縮小することを想定する。



図 道路部再配分のイメージ

表 道路部再配分による整備可能性の判断

追加選定路線	現状の代表断面幅員			再配分 確認結果
	歩道部	車道部	歩道部	
①市道九品寺 2 丁目 大江本町第 1 号線（鎮西通り）	1.0m	5.8m	1.0m	不可
②市道新屋敷 1 丁目第 1 号線	2.5m	7.0m	2.5m	不可

【確認の結果】

⇒いずれの路線も現道の道路幅員では、自転車専用通行帯を整備するために必要な幅員が不足するため、道路部再配分による整備は不可となります。

6) 【Step5】暫定形態で車道混在とする路線

中央帯・植栽帯、歩道の幅員を縮小しても、自転車専用通行帯が整備できない場合は、自動車の速度と路肩の幅員から暫定形として「車道混在」とする路線を抽出します。

一方で、自動車の速度が速く、かつ自転車の通行空間が限られた路線は、車道混在は危険であると判断します。その目安としては、路肩が 1.0m 未満、かつ規制速度が 40km/h 超の区間としますが、追加選定路線では該当しないため、追加選定した路線の暫定形態として、「車道混在」を選定します。

それに伴い、Step6、Step7 の検討は省略します。

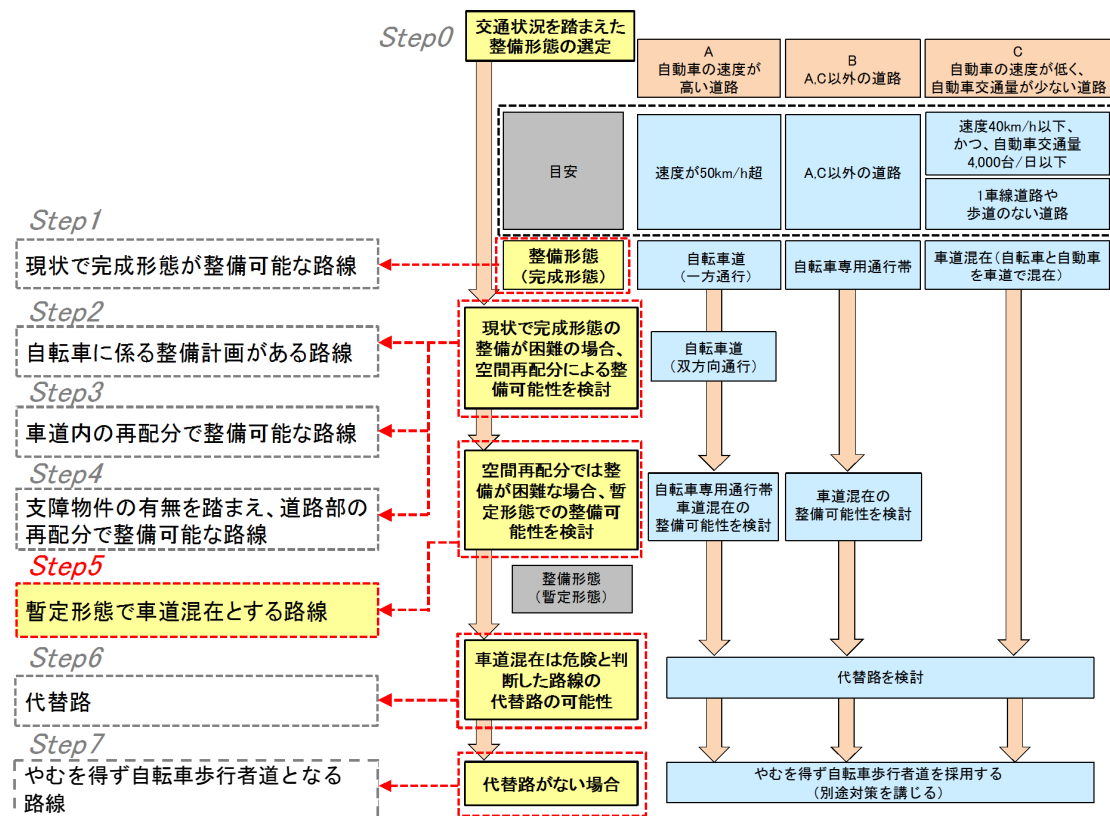


図 検討フローの位置付け (Step5)

「車道混在」は2種類存在する



図 車道混在の種類

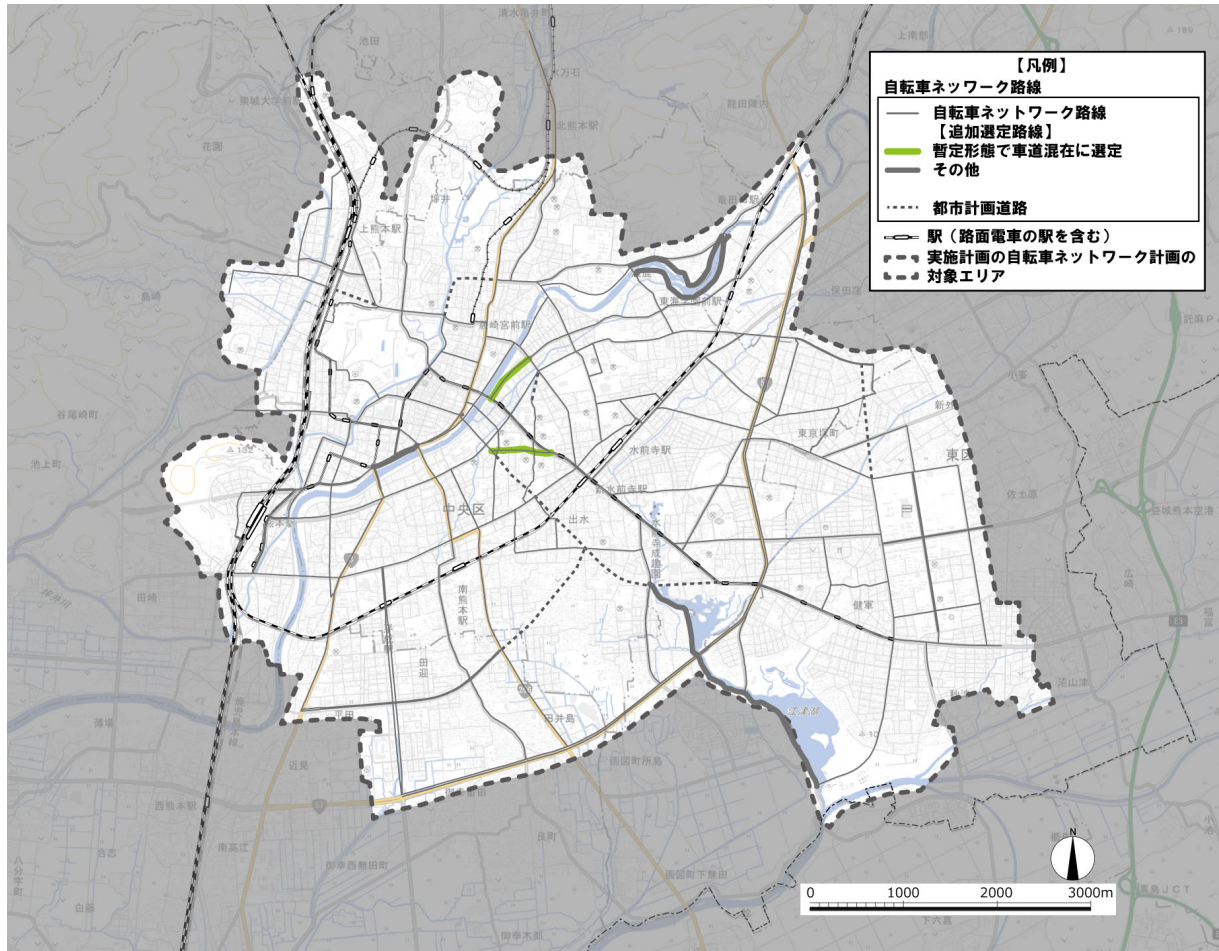


図 追加選定路線のうち暫定形態で車道混在とする路線【Step5】

4. 追加選定路線の整備形態

検討の結果、追加選定路線の完成形態及び暫定形態の整備形態を以下のように選定しました。

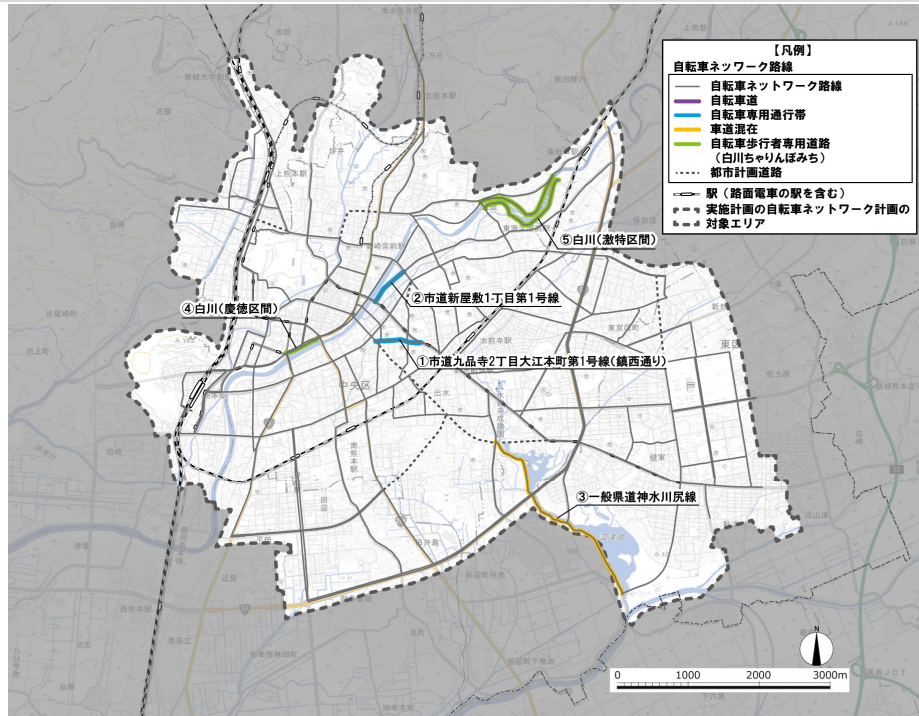


図 追加選定路線の完成形での整備形態

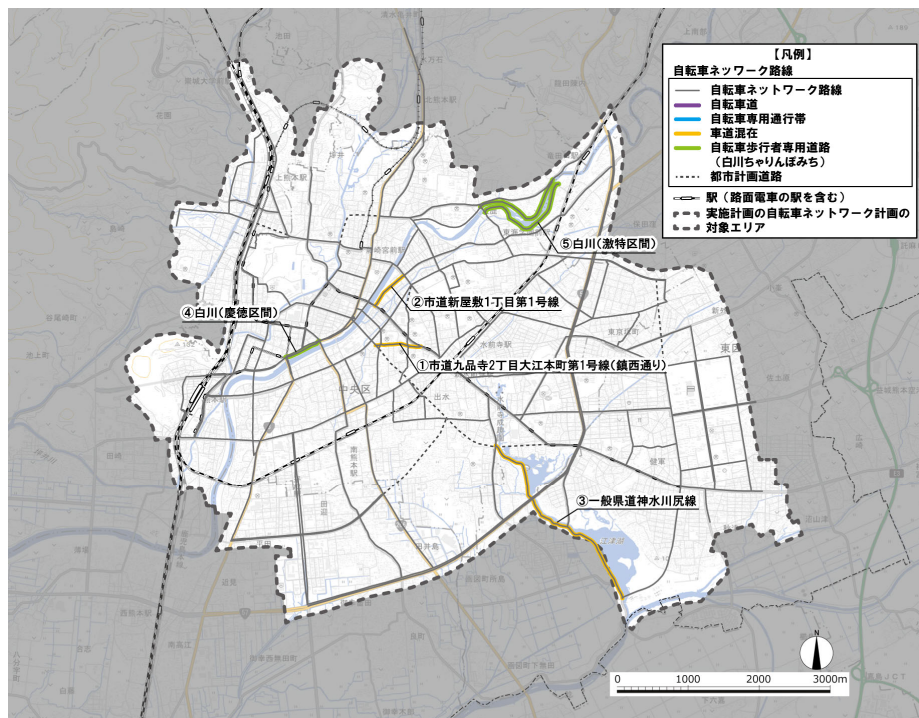


図 追加選定路線の暫定形での整備形態